

板倉町予算決算常任委員会

議事日程（第2号）

平成30年3月14日（水）午前9時開会

1. 開 会

2. 挨拶

3. 審査事項

（1）総務課

秘書人事係 / 行政安全係 / 情報広報係

・ 予算説明

・ 質 疑

（2）戸籍税務課

住民税係 / 資産税係 / 収税係 / 戸籍年金係

・ 予算説明

・ 質 疑

（3）健康介護課

介護高齢係 / 保険医療係 / 健康推進係

・ 予算説明

・ 質 疑

（4）その他

4. 閉 会

○出席委員（12名）

小 森 谷 幸 雄	委員長	市 川 初 江	副委員長
小 林 武 雄	委員	針ヶ谷 稔 也	委員
本 間 清	委員	亀 井 伝 吉	委員
島 田 麻 紀	委員	荒 井 英 世	委員
今 村 好 市	委員	延 山 宗 一	委員
黒 野 一 郎	委員	青 木 秀 夫	委員

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

中 里 重 義 副 町 長

根	岸	一	仁	総務課長兼 秘書人事係長	
小	林	桂	樹	行政安全係長	
伊	藤	泰	年	情報広報係長	
峯	崎		浩	戸籍税務課長	
川	部	昌	弘	住民税係長	
青	木	小	百合	資産税係長	
長	谷	見	晶	広	収税係長
森	田	和	子	戸籍年金係長	
落	合		均	健康介護課長	
小	野	寺	雅	明	介護高齢係長
小	野	田	裕	之	保険医療係長
山	岸	章	子	健康推進係長	

○職務のため出席した者の職氏名

伊	藤	良	昭	事務局長
川	野	辺	晴	庶務議事係長
小	林	桂	樹	行政安全係長兼 議会事務局書記

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○伊藤良昭事務局長 皆さん、改めましておはようございます。

定刻前ですが、皆さんおそろいですので、ただいまから3月14日、予算決算常任委員会を開会いたします。

○委員長挨拶

○伊藤良昭事務局長 開会に当たりまして、小森谷委員長から一言ご挨拶をお願いいたします。

○小森谷幸雄委員長 おはようございます。

今日、審査2日目ということで、委員の方には大変ご足労いただいているわけですが、ぜひ活発なご意見を交わしていただき、きちんとした予算案ができるようお願いしたいというふうに思っております。

○議案第31号 平成30年度板倉町一般会計予算について

議案第32号 平成30年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第33号 平成30年度板倉町国民健康保険特別会計予算について

議案第34号 平成30年度板倉町介護保険特別会計予算について

○小森谷幸雄委員長 それでは、ただいまから総務課の予算審査を行います。説明につきましては、ご案内のとおり要点説明ということで簡潔をお願いをしたいというふうに考えております。

それでは、説明をお願い申し上げます。

総務課長。

○根岸一仁総務課長兼秘書人事係長 それでは、皆さんおはようございます。これから総務課関係の説明をさせていただきますが、説明の順番といたしまして、まず私のほうから全体的な概要、続いて係ごとということで、秘書人事、行政安全、情報広報の順にご説明を申し上げます。

それでは、私のほうから全体的なお話をさせていただきます。まず、初めに人件費を除いた予算関係ということでお話をしますが、歳入に関しましては3つの係合計で3,100万円となりまして、29年度とほぼ同額となっております。また、歳出についてですけれども、3係合計では7億9,600万円を見込んでおりまして、昨年度よりも約2億5,500万円ほど増額となっております。これは、皆さんご承知のように防災関係等の内容となっております。特に行政安全系の防災関係についてですけれども、約2億5,000万円の支出と群馬県議会議員選挙、それと町議会議員選挙に384万円を計上しております。また、情報広報の関係についてになりますが、こちらにつきましては文書管理の新システムへの移行がありまして、約290万円ほどの増額となっております。なお、防災関係の4つの重点事業につきましては、先日の予算審査の重点施策で説明をいたしましたので、今日は割愛とさせていただきます。

次に、人件費の関係についてになります。こちらにつきましては正職員の場合で179万円ほどの減額となりまして、全体では11億1,300万円ほどを見込んでおります。これは職員数が2名減ということが大きな原因となっております。また、臨時職員につきましては、教育委員会の特別支援員という方が20名おりますけれども、こちらの方は今回社会保険に加入させるということになりましたので、170万円ほどが増額となっ

ております。臨時職員全体では約2億3,700万円を見込んでおります。

以上が全体説明となりますので、続いて各係から細部の説明をさせていただきます。

まず、秘書人事につきましては、ご承知のように係長不在となっておりますので、私のほうからご説明申し上げます。それでは、秘書人事に関します資料ということで、見積もり積算書をごらんいただきたいと思います。そこにありますように1ページに歳入ということで、総括表を載せてあります。全体では6項目ありまして、歳入の中、特に変わったものということでいきますと、東部水道企業団派遣職員の負担金、こちらのほうが3名現在行っておりますが、来年度は1名減りまして2名の派遣となりますので、その分の金額が減っております。

続いて、歳出になるのですが、4ページをお願いいたします。4ページのほうに歳出の総括表ということで5項目、人事給与システムから始まりまして公用車管理までの5項目が上げてあります。全体では1,277万円の予算額となります。この中で特に変わっていますと申しますか、特徴的なものとしたしましては、4番目の項目にあります庁舎防犯警備事業、こちらのほうが314万3,000円で、通常これまでの150万円近くの金額の倍近くになっております。これは、新庁舎の対応がありますので、この金額となりますので、内容につきまして11ページをお開きください。新庁舎につきましては、平成30年度の年度途中で開庁となりますので、前半部分につきましては、現在こちらの旧庁舎、そして後半部分で新庁舎ということになりますので、その2本立ての内容となっております。

12ページをお開きください。その中に庁舎防犯警備委託料ということで、本庁舎から始まりましてずっとあるかと思えます。上の4つの項目、本庁舎、西庁舎、第2庁舎、そして本庁舎の書庫というものが旧庁舎ということで、これまでの約150万円の金額となっております。これにプラスをいたしまして、一番下の行にあります新しい庁舎の委託料、これは予算を立てる段階では7カ月分ということで、安全をとりまして長い期間で計算をさせていただきました。1カ月21万円の7カ月分ということで、158万7,000円を計上させていただきます。

この委託の中身なのですが、大きく言いまして5つの委託内容となっております。まず、1つはセンサー感知の防犯、こちらを29カ所新しい庁舎の中につける予定になっております。それと監視カメラが12カ所、それと電気錠ということで全体をコントロールするような形なのですが、いちいちその場所に行かなくても、宿直室のほうから錠ができる電子錠の関係もあります。それと非常連絡のボタンの委託料、それと夜間の電話取り次ぎ業務ということで、大きく5つの業務委託の内容で150万円ほどを予定しております。

以上が人件費を除いた部分なのですが、今度は人件費の関係につきましてご説明をしたいと思います。資料的には、この中にはとじ込みがありませんで、各課のそれぞれの分野の中に組み込んであります。全体をまとめますと、正職員が今年度151名で計算になっているのですが、来年度につきましては2名減の149名で計算のほうはさせてもらっております。その金額が約11億1,300万円ということで、29年度、今年度よりも1,790万円減額ということになります。これは2名職員が減った分ということでお考えください。

それと、臨時職員の関係になりますが、現在129名おりますが、来年度につきましては2名減りまして127名を予定しております。こちらの賃金ということになりまして、約2億3,770万円ということで、こちらにつきましては先ほど申し上げました教育委員会の社会保険等の関係がありますので、170万円がプラスとなっております。合計いたしますと、正職員、また臨時職員合わせまして、来年度は276名ということで、全体

金額が約13億5,000万円ということで計上のほうをさせていただいております。

以上が秘書人事係の説明とさせていただきます。

続きまして、行政安全に移ります。

○小森谷幸雄委員長 小林係長。

○小林桂樹行政安全係長 お世話になります。それでは、行政安全係の30年度予算についてご説明を申し上げます。

資料1ページをお願いいたします。歳入見積もり総括表でございますが、30年度の歳入見積額が2,852万7,000円ということになります。主なものとしましては、最上段の町営駐車場使用料2,327万5,000円、それから新しいものとしまして県議会議員選挙が31年4月に執行を予定しております。その関係の県委託金が298万5,000円等が計上となっております。見積書のほうは省略させていただきます。

6ページをお願いいたします。歳出の見積もり総括表でございます。30年度におきまして、こちらの総括表では17事業を計上させていただいております。そのうち4事業が新規と、それから1事業が重点事業となっております。細部につきましては、新規重点事業、それと金額のちょっと大きいもののみ説明をさせていただきたいと思っておりますので、ご了解をお願いいたします。

それでは、まず7ページをお願いいたします。空家等対策協議会運営事業でございます。30年度からの新規事業となります。本年度予算額は36万円となりまして、中身につきましては空家等対策協議会委員報酬となります。この空家等対策につきましては、今年1月1日に空家等対策の推進に関する条例、また1月31日に同規則が施行されまして、空家等対策協議会の設置が位置づけられております。これに基づきまして、30年度の早い時期、4月から5月ぐらいまでの間にこの協議会を設置いたしまして空家等対策計画、こちらの策定に着手をしたいというふうに考えております。協議会の開催は、2回から3回程度予定をしているところでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。県議会議員選挙の関係でございますが、先ほど申しましたように31年4月に任期満了となりますので、30年2月、3月からその執行の準備が始まるということで、それに関する経費の計上となっております。

11ページをお願いいたします。町議会議員選挙となりますが、こちら31年4月30日に任期満了となっておりますので、それに伴います30年度分の予算の計上となります。

続きまして、13ページになります。板倉台地土地改良区総代選挙でございます。板倉台地につきましては、任期4年でございます。やはり30年10月に任期満了となります。こちらの総代さんに係る選挙の執行に係る経費となります。

少し飛ばしまして、33ページをお願いいたします。路線バス運行事業でございます。本年度予算額が2,732万4,000円ということで、前年度比較で402万5,000円の増額となっております。こちらの増額の理由につきましては、33ページの中段になりますが、19節負担金の路線バス運行費負担金、こちらの増額によるものでございます。こちらにつきましては労働基準監督署等から、この管内のバスの乗務員の勤務体制が労働基準法に照らして合わない部分があるということで、適正運行を強く求められているところでございます。そのため、その適正運行を行うためには、乗務員が20名必要となるというふうに言われておりまして、今現在15名で運行しておりますので、30年度につきましては、適正運行になります20名の人件費を計上させていただ

た関係で、予算のほうが増額となっております。

それと、もう一点、一番下の行になりますが、公共交通情報オープンデータ化事業の負担金ということで、8万円を計上させていただいております。この負担金につきましては、平成30年度に群馬県全体で公共路線バスの公共交通情報をオープンデータ化を図るということで、オープンデータ化して、コンテンツプロバイダーというエキスパートとかナビタイムとかいう携帯で検索できる乗りかえ情報の案内がありますが、そちらに統一したデータを県全体で作成をいたしまして、コンテンツプロバイダーにそのデータを提供するという事業でございます。これにつきましては、県全体で6,000万円ほどかかりますが、県の負担が5,100万円、事業者の負担が900万円ということになっております。その900万円のうち、館林邑楽のこの組合で事業者として割り当て額が35万円、そのうち板倉町の負担が、運行距離の案分に基づきまして8万円という数字となっております。なお、この事業費負担金については、今後5年間は発生しないということとなっております。

次に、34、35ページをお願いいたします。館林地区消防組合の常備消防費の負担金でございます。2億3,191万4,000円となります。30年度、消防組合負担金の総額につきましては、ご承知のとおり基準財政需要額の80%、それから人口割で管内1市4町で負担をしております。30年度の主な事業といたしましては、消防本部、それから消防署新庁舎建設工事、こちらに6億5,000万円ほど、またその他の資機材の更新等で8,300万円ほどが計上されております。

続きまして、36、37ページでございますが、同じく消防組合負担金の非常備消防費でございます。こちらにつきましては、板倉消防団、また女性防火クラブの運営等に要する経費となりまして、団員の報酬、それから資機材、装備品等の経費となります。

次の38、39ページになりますが、同じく消防組合負担金の消防施設費でございます。こちらが1,340万1,000円でございますが、消防団の詰所の修理代、また防火水槽の改修費、消火栓の維持管理負担金、それから起債関係、ポンプ車等を購入した際の起債の償還金を計上させていただいております。

40ページから43ページをお願いいたします。防災対策事業でございます。本年度は426万5,000円ということで、94万5,000円の減額となります。主なものにつきましては、41ページになりますが、11節需用費の消耗品費の中の避難所備蓄品、また同じく需用費の災害用食料品になりますが、災害用備蓄品ということで飲料水やアルファ米、乾パン等の入れ替え、また新規追加に係る予算が主なものとなっております。

行政安全係につきましては、以上で説明を終了させていただきます。

○小森谷幸雄委員長 伊藤係長。

○伊藤泰年情報広報係長 お世話になります。情報広報係の伊藤です。それでは、情報広報係についてご説明いたします。

まず、初めに歳入になりますが、全体で132万2,000円になるのですが、前年度と特に変わりありませんので、歳入につきましては省略をさせていただきます。

続きまして、歳出、5ページをお願いいたします。総括表がございます。新規事業が2つございます。上の1つと2つ、それと総括表の3番目、文書管理事業、それと下から2番目、基幹系システム運用管理事業、この4つについて情報広報係からご説明いたします。

それでは、6ページのほうをお願いしたいと思います。印刷機管理事業、予算額156万5,000円になります。こちらにつきましては、役場本庁舎で使用している印刷機等の維持管理をつかさどっている管理の経費となって

おります。7ページの上からなのですけれども、主な経費として消耗品費、こちらが印刷機用の用紙の購入費ということで125万円になります。それと、14節使用料、賃借料なのですけれども、印刷機等のリース料ということで20万7,000円になります。現在、本庁舎で使うリソグラフの印刷機が2台あるのですけれども、その1台が購入してから10年以上が経過しておりまして、故障修理が多くなってきております。新庁舎の移転にあわせて、こちらの印刷機を1台更新する計画になります。それとあわせて印刷製本費、一番下に書いてあるのですけれども、丁合機という機械があるのですが、こちらが故障がちになっておりますので、新庁舎移転にあわせて更新をする計画です。

次に、8ページをお願いしたいと思います。住宅土地統計調査、予算額78万8,000円になります。こちらの調査につきましては、5年に1度の調査になってございます。調査の基準日が平成30年10月1日が基準日で実施されまして、全国の住生活関連の施策の基礎資料を得る目的で実施されます。住宅に居住している世帯に関する実態調査が行われる計画となります。

主な経費なのですけれども、9ページの一番上になりますが、委員の報酬11人分で56万1,000円になります。それ以外は以下のとおりとなっております。こちらにつきましては、県により調査委託金で10分の10が充当される予定となっております。

続きまして、10ページをお願いいたします。文書管理事業、予算額654万6,000円になります。前年度に比べて278万4,000円の増になります。増額の要因なのですけれども、町では電子決裁機能を含む文書管理システムというのを10年以上前から導入しております。現行の文書管理システムが富士ゼロックスシステム社製なのですけれども、本年、平成30年、今年の9月をもって契約の満了を迎えます。その際に、今富士ゼロックスから申し入れがありまして、全国でこのシステムを導入している自治体が板倉町だけとなってしまいました。そういったことで、事業者側のほうからシステムの提供を終了したいというようなお話がありまして、そのため新システムへ移行する形で今現在進めております。

11ページの中段の委託料になりますが、電算業務委託料274万4,000円、このうちの2番目になるののですけれども、新規文書管理システム初期導入委託料ということで216万円、一番下の段、システムの使用料全体で313万1,000円になるののですけれども、次のページをお願いいたします。同じように②、文書管理システムクラウド使用料ということで212万8,000円、こちらの形で新規システムを入れるということで増額の計画となっております。

続きまして、飛びますが、28ページをお願いいたします。基幹系システム運用管理事業G. B e __U、予算額4,055万6,000円になります。前年度に比べ51万9,000円の増額の予定になります。こちらにつきましては、マイナンバー制度の事務を行うために必要となる基幹系システムG. B e __Uというのがあるのですけれども、その運用の管理事業となっております。こちらのシステムが平成30年10月31日でいったん期間、契約の5年の満了になります。この基幹系システムが引き続き契約の継続をするのですけれども、パソコンのOSがウィンドウズ7を今導入しておりまして、2020年1月にウィンドウズ7のサポートが終了します。この更新を機に、ウィンドウズ7からウィンドウズ10にG. B e __Uを移行する計画となっております。

増額の要因なのですけれども、29ページの中段、委託料がございまして。電算業務委託料、システムの改修費で2つの業務があるのですけれども、そちらのシステムの改修費で32万4,000円。それと、同ページの通信料とクラウドの使用料というのが一番上と一番下にあるのですけれども、こちらの金額につきましては、

変更がございません。中段になるのですが、G. B e _ Uのパソコンの端末がウインドウズ7からウインドウズ10に変更になるということで、350万2,000円、こちらが今年よりも20万円の増となります。

以上で説明は終わりになります。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○小森谷幸雄委員長 以上で総務課から説明が終わりました。

これより質疑を行います。各委員の方から活発なご意見等いただきたいと思ひますので、よろしくお願ひを申し上げます。ございますか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 おはようございます。よろしくお願ひします。

行政安全係の防災対策事業の中で資料の42ページになりますが、水防センター絡みの予算が入っているのですが、水防センターというのは、大高嶋のところの堤防の上の建物ということでいいかなと思ひのですが、その中で水防センターの光熱水費ということで27万円の計上があるわけですが、水防センター、年に365日あるわけですが、稼働日数、何か有事の際にはあそこを利用して避難等に使用するのでしょうか、ここができてからまだ災害が起きていないという状況ですと、年度内の稼働率というのはそんなに多くないのかなと思ひのですが、現行で見学会等を含めて、年内何日ぐらい稼働しているのかご報告いただければと思ひます。

○小森谷幸雄委員長 小林係長。

○小林桂樹行政安全係長 この水防センターの光熱水費、ご指摘のとおり合の川水防センターの予算でございまして、こちらの稼働日数につきましては、毎年利用しているものとして各小学校の水防学校、こちらを水防センターのほうで実施させていただいております。こちらで3日間の利用です。そのほか各行政区や各種団体からの見学等の要請がありまして、それで年にやはり二、三回の見学を行っているということになります。それから、あとは稼働ということのほどのものではないのですが、板倉高校の史跡めぐり等で休憩所とか、そういうところで利用されているという状況です。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 施設を管理する上で必要最小限の予算かなと思ひのですが、特に電気代、電気基本料及び使用料ということで24万円計上になっているわけですが、有事の際に、ここは非常用電源ではないですが、電線等での電源共有というのが途切れたときにどういうふうにするのかなという疑問というか、不安がありまして、こういうところこそ太陽光なり何なり、自然、そういうものを利用して電気、特に太陽光等で電気を発生させていけば、基本の電気料というのは、多分施設の運営上は賄えるぐらいの量がとれるのかなと思ひます。最悪の場合、そこに蓄電器等を配置すれば、有事の際にそこで何日か対応できるのかなということで、そういった配慮も必要な施設なのかなと思ひますが、そういう部分についてどのようにお考えでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 小林係長。

○小林桂樹行政安全係長 ご指摘のとおり、有事の際に電源確保というのは大変重要な課題になっているという認識しております。この施設につきましては、国土交通省、それから加須市、板倉町と、3者の共同、共有の施設ということで、施設の経費についても案分で見積りしているわけなのですが、今後そのような

提案をして、この3者でそのような取り組みを検討していければいいかなということで、よろしくお願いたします。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 また、新しく飯野のほうにも避難場所、近々完成する予定になっているかと思うのですけれども、そのあたりも備蓄品等云々で施設管理、電気を使うようであれば、やはりそういう部分も考慮していかなければいけないかなと思いますので、あわせて検討していただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○小森谷幸雄委員長 ほかにございますか。

荒井委員。

○荒井英世委員 行政安全係の29ページ、空家等対策協議会、先ほどの説明の中で規則がもう既に1月31日でしたっけ、施行されたということで、その関係なのですからけれども……

〔「ページ」と言う人あり〕

○小森谷幸雄委員長 荒井委員、ページ。

○荒井英世委員 8ページ、間違っていました。行政安全係の8ページ、その規則の中で、恐らくは空家対策協議会の委員の構成とか、まずそこを聞きたいのですけれども、こういった職種の方を選んでよろしいでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 小林係長。

○小林桂樹行政安全係長 空家対策協議会の委員の関係でございますが、1月31日に施行しました規則の中では、学識経験者、それからその他町長が必要と認める者ということで、この2項目しか規則には載せてございません。ただし、近隣市町の例とか、そういうものを勘案いたしまして、委員の方につきましては、まず最初に法務関係者として弁護士や司法書士、それから不動産や建築関係ということで、建築士、それから宅地建物取引士、土地家屋調査士の方、それから消防関係であるとか区長、住民の代表ということで区長会長とか、そういう方の委員の就任を予定しているところでございます。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 確かに行政書士とか司法書士とか、専門家は当然入れると思うのですけれども、その中で例えば規則の中で、見ていないからわからないのですけれども、これから始める実態調査とか立入調査がありますよね。それを実態調査を始めるときに、誰が実施するかという部分があるのですけれども、現在空き家が250件あると、前の説明でしたけれども、その実態調査を今後始める中で、協議会委員も職員と一緒にやる形になるのでしょうか。例えば立入調査なんか。

○小森谷幸雄委員長 小林係長。

○小林桂樹行政安全係長 立入調査ですとか、その方法につきましては、今後細部につきましては空き家対策計画の中で位置づけをしていくことになるかというふうに考えておりますが、当然建築や不動産の専門家とともに、職員もそちらの立入調査のほうは行うことになるというふうには考えております。

○小森谷幸雄委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 もう一つなのですからけれども、よくいろんなところの基礎とか見ますと、例えば解体関係と

か出てきますよね。そういった場合に、町のほうで何がしかの補助をつけるとかという部分が出てくるのですけれども、国の関係でもそういう1項ありますけれども、そういったものは規則の中には、解体関係の補助関係とか助成関係というのは改めて記載していないのですか。

○小森谷幸雄委員長 小林係長。

○小林桂樹行政安全係長 この規則につきましては、あくまでも協議会の関係、それから特定空家の認定の関係の事務関係、代執行の関係、この関係が規則で定められておりまして、その取り壊しについての補助等については、この規則の中ではうたわれておりません。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 今の取り壊しの関係とか解体関係の助成関係というのは、あくまで今後空家対策協議会、その中で一つの案件として詰めていくということで理解していいのでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 小林係長。

○小林桂樹行政安全係長 空家対策協議会は、あくまでも計画に基づきまして空き家が、計画ができた後の話でございますが、特定空き家に該当するかどうかとか、事務上の話を行うのが主な任務になるのかなというふうには考えておりまして、こちらの取り壊しに係る経費の補助制度等につきましては、またこの協議会とは別に町の予算として、議会等の皆さんとまた相談させていただきながら検討していくことになるのかなというふうに思っています。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 そうしますと、今の関係ですけれども、あくまで空家等の対策計画案については、協議会で策定しますよね。次の解体関係とか、そういった部分の補助的な部分というのは別個に考えるということですね。はい、わかりました。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

延山委員。

○延山宗一委員 行政安全の路線バスの関係なのですがすけれども、今回オープンデータ化ということで事業者にも900万……

○小森谷幸雄委員長 延山委員さん、ページ数を。

○延山宗一委員 33ページです。負担を強いられるということになったわけなのですがすけれども、今まで支障なく対応してきたわけなのですがすけれども、それについてもう少し具体的にお願いしたいと思います。

○小森谷幸雄委員長 小林係長。

○小林桂樹行政安全係長 公共交通情報のオープンデータ化の事業でございますが、こちらは群馬県といたしまして県内の公共路線バス事業者が10社前後あるのですが、こちらが今の状態では個々に、コンテンツプロバイダーといいますが、第一の目的としましては利用者の利便性の向上を図ると。それと利用者の増加を図るとというのが第一の目的となっていると聞いております。

それで、事業の内容につきましては、個別に携帯電話、スマホですとかパソコン等でどこかに行きたいといった場合に検索をすると、鉄道であれば、何時何分のどこどこ駅から乗ると次の駅に何分に着いて、乗り

かえしてというような検索ができるような仕組みになっておりますが、バスについてはその仕組みが統一されていないということで、各事業者が情報をプロバイダーごとにやりとりをして、その情報を提供した。すると、事業者のサイトにおいては、その情報が見られるというような形で対応しておるのですが、そうなるとその事業者の負担が非常に大きい。また、個々に対応することになると、情報の更新の頻度ですとか、そういうものも精度が低くなって、最新のものが反映されないというような問題点があるということから、その路線の情報、運行ダイヤですとか停留所ですとか、そういうものの情報を県内で一括して情報を集めて、それをプロバイダーさんが使いやすいデータ、どこの業者でもひとしくその情報を入手して、それをシステムに反映できるというようなデータを作成をします。それを公表する。群馬県のホームページ等にもあるのですけれども、そちらで公表します。そのデータによって、各社が、そういう事業者、プロバイダーがそれを自分のところのシステムに取り込んで、乗りかえ案内ですとか、運行情報ですとか、そういうものをリアルタイムに配信をすることが可能になるというような仕組みとなっています。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 延山委員。

○延山宗一委員 群馬県いっばいで管理をする必要があるのかなとまず感じるのです。当然、事業者ごとの管理ということは言えるのですけれども、群馬県のほうへデータを送って、どういう車両がどういうふう動いているとか、それを一括に管理する。今回、大きな金額の中で、5年間はこの継続でやるのですよというのですけれども、何でもこういうふうなものを立ち上げてオープンデータ化にするのかなと、ちょっと疑問を感じるのですけれども。今まで15名の乗務員で対応していた。今度は20名になるということです。今まで支障なく対応していたものが、不足を生じているということで、運行ダイヤに乗務員の関係にしてはちょっとまずいのだなということの中での増員ということはわかるのですけれども、そうするとデータ化することの意味を理解できないのですけれども。

○小森谷幸雄委員長 根岸総務課長。

○根岸一仁総務課長兼秘書人事係長 延山委員の質問の中を私なりに砕いてみると、2つのことがまざっているのかなというふうに思っています。それはどういうことかということ、バスを運行するに当たって、まず1点目は委員がおっしゃるように、この館林板倉地区のバス路線の運行をどう黒字に持っていかかというか、そういうことが1点。それと、もう一つは群馬県全体として観光も含めてだとは思いますが、より多く県外からお客を呼ぶにはどうするかという、そういう2つの面があるかなと思っております。

ご存じのようにバス路線、これにつきましては板倉単独ではなくて、広域公共交通ということで館林市を中心として、邑楽郡内のまちが一緒になって取り組んでおります。そういうことで、こちらにあります実際の路線バスの運行に関しましては、この前補正予算でもお願いいたしましたけれども、20人必要なドライバーが今15名しかいないということで、決して順調に運行をやっているわけではないそうです。かなり厳しい状況でやっております、場合によっては、今つつじ観光さんに板倉の場合路線はやっているのですが、ほかの会社から応援を依頼して運行したいとかということをやっているそうなのです。そういうことで、決して順調にやってきたわけではありませぬので、その分は負担金を増やして何とか対応ということが1点目です。

もう一点は、さっき言いましたが、群馬県全体として各県内がブロック別になっていると思うのですけれ

ども、そのブロックが単独で情報を流すよりは、群馬県全体として、特にスマートフォンを県のほうでは考えているらしいのですけれども、情報提供としていつでもそれが全国の、全国では大きいかもしれませんが、関東圏の人に対してそういう情報、路線バスでどこまで行けて、どういう観光ができるかということ県として考えて進めるわけですので、例えばでは板倉町、館林市の公共交通機関だけが抜けてしまうということは、非常にデメリットがあるのかなと思っています。そういう意味で、費用対効果を考えれば、どこまで8万円、この負担金が役立つかというのは未知数のところは多いのですけれども、可能性として、特にこれから、スマートフォンを持って行楽に出かけることが一般的となっていますので、情報をどれだけ提供できるかということで、館林を中心としたこの公共交通の協議会、またそれに加盟している板倉も歩調を合わせてやってみようということで、まず5年間は考えているということでご理解してもらえればと思うのですけれども。

○小森谷幸雄委員長 延山委員。

○延山宗一委員 公共交通としての情報提供、そういうような意味でのやむなしの負担だということであるのだが、今後板倉としてのこういうふうな交通網が利便性を含めてできるのだということで、わかりました。一応そういうことです。

○小森谷幸雄委員長 ほかにございますか。

黒野委員。

○黒野一郎委員 延山委員さんの関連なのですけれども、路線バスでつつじ観光株が路線バスの運営をやっているのでしょうかけれども、今までずっと人数が少ないから無理をしてきたということなのですか。

○小森谷幸雄委員長 小林係長。

○小林桂樹行政安全係長 なかなかいろんなバスの乗務につきましては、待遇面ですとか、それから担い手、なる方が今非常に少なくなってきたという中で、必要な乗務員が確保できていないというような状況が長く続いているという中で、現在の乗務員さんにつきましては、かなり無理な勤務体制の中での運行をお願いしているというような状況が続いているということは、つつじ観光から伺っております。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 旅行の1泊2日だと観光バスの場合だと、距離が今事故が多いというので制限されて、300キロとか350キロまでとか制限されていると思うのですけれども、路線バスについては1路線の距離がその路線によって違うのでしょうかけれども、運転手さん1人の1日の運行時間というのは定められているのですか。別にそれはわからなければいいです。

○小森谷幸雄委員長 根岸総務課長。

○根岸一仁総務課長兼秘書人事係長 委員がおっしゃるとおり、全てそういうものは国のほうの基準が定められているということで聞いております。特に去年あたりのお話になるのですけれども、国の運輸局から改善を指摘されているということを知っています。中身は何かというと、乗務して休憩時間であるとか、あとは拘束時間、それが何時間と決められているのですけれども、結局人がいないので、それをオーバーして運行していたという事実があるそうです。それを何とか改善しようということで、去年あたりから土曜、日曜、例えば北線のバスが運休になったりとか、そういうやむなき事情で対応していたというのが現状だとい

うふうに聞いております。

○小森谷幸雄委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 今、板倉北線とか出ましたけれども、時に運転手さんの顔を見てあっと思いながら、例えば1日の運転士、同じ人がローテーションではないけれども、板北を走ったら、次は板倉とか明和とか、1日何路線ぐらい。同じところをずっと1日行ったり来たりしているのではなくて、変わるのですか。変化がなくて、やはり運転手さんも、そういうローテーションというのは。わからなければいいです。板倉北を行ったり来たり、行ったり来たりして1日するのでは、マンネリ化になると交通についても危ないというか、なれてくると。そういう緊張感がなければ、運転手もなかなか務まらないと思うのですけれども、そういうものももし後でわかるようでしたら、そのほうが、板倉北をやったら、午後は明和路線とか、そういうのもあるのかなと思うのですけれども。いいです、それは。ぜひそれを踏まえながらお願いをしたいと思います。わからなければいいですよ。大体わかれば、もしあったら。

○小森谷幸雄委員長 小林係長。

○小林桂樹行政安全係長 乗務員のシフトの関係については、これは事業者のつつじ観光バスさんが行っておりますので、詳しい路線の変更ですとか、そういう部分については正直把握していないという状況でございますが、運行する中で乗務員が少ない中で、路線バスの乗務員として通常勤務している乗務員以外も、冠婚葬祭とか体調のぐあいとかで休暇とか休みが出ると。そういうところについては、観光バスの運転手さん等も臨時的に路線バスの運行に当たらせているというようなことで、弾力的に運行しているという話は伺っております。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 最後に、ずっと見回すと、路線バスの停留所を見て地域によると椅子を用意したというか、地域によってあるでしょうけれども、板倉は板倉だけの単独の中で、それを含めて椅子が置ける場所とか、屋根が設置できるようなところが、そういうところが年寄りが立っていて椅子もないというのでは、なかなかこれからの高齢化を含めてですけれども、できればそれを含めてチェックしながら、雨風はいずれにしても、椅子ぐらい置けるという体制ももし考えていただければ、使う利用者もよかったなど、バスが来るまで。そういうのもあると思うので、できればひとつお考えいただいておりますようお願いしたいと思うのですけれども。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 ほかにございますでしょうか。

亀井委員。

○亀井伝吉委員 空き家対策、8ページですけれども、現在二十何軒ぐらい空き家があると思うのですが、その空き家の管理している方は把握されているのですか。

○小森谷幸雄委員長 小林係長。

○小林桂樹行政安全係長 空き家と申しましても、やはり資産でございますので、固定資産税等もかかっております。ですので、課税のほうで相続管理人等は把握しております。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 亀井委員。

○亀井伝吉委員 連絡方法も大丈夫ということですよ。

○小森谷幸雄委員長 小林係長。

○小林桂樹行政安全係長 連絡もそちらの台帳のほうに記載されておりますので、管理人の方にはその情報から連絡することは可能です。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 亀井委員。

○亀井伝吉委員 新しくやる事業ということで、年4回ぐらい開催するということなのですが、現地を見て回ると思うのですが、そのときに軒一軒の情報というのですか、状況というのを管理者に報告するとか、そういう考えはあるのでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 小林係長。

○小林桂樹行政安全係長 現地調査の関係ですが、そちらにつきましてはその協議会で対策が必要というふうに認められた空き家については、その管理者に対して改善、指導をしていくこととなりますので、当然連絡等をとってその改善を求めていくというような対応になろうかと思えます。

○小森谷幸雄委員長 亀井委員。

○亀井伝吉委員 そういう細かな情報を提供していただければ、空き家も解体までいかないで済むぐらいな管理ができると思いますので、そういう細かいところまで対策をお願いしたいと思いますけれども、よろしくをお願いします。

○小森谷幸雄委員長 ほかにございますか。

今村委員。

○今村好市委員 秘書人事係、15ページと予算書の247ページ、とりあえず先に人件費を聞きます。

人件費については、各課にばらばらに入ってしまったので、比較ができないので、今まではある程度人件費については一覧表で整理されたものを審議の資料として出させていただいている記憶があるのですが、それは今回出ていないのですが、特に集中管理をしている、1カ所で総務課で人件費については管理していると思いますので、それは私たち議員が各課に散らばっている人件費を積み上げないとトータルが出てこないとか、比較ができないというのだとちょっと難しいのかなということで、その資料を提供していただきたい。それと、定員管理はどうなっているのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

この247ページ、臨時職員については比較ができるような形で載っております。人数は1名減っているのですが、予算的には300万円、370万円ぐらい増えているということで、これは先ほど話があった教育委員会の教育支援員の20人分の社会保険に加入をするということで、共済費が増えているのだと思うのですが、なぜ今ここに来て20人社会保険に入れるのか。国が働き方改革だとかいろいろやっている影響で、そういうものが出てきているのかどうか。それと、定員管理の中で一般の行政職も含めてですが、今後将来も含めて定員管理どうなるのか。特に広域行政が進んでおります。水道にしても、今年の4月から国民健康保険が共同事業といえども、お金の扱いだとか医療費の支払いだとかレセプト点検だとか、どの部分までが県が賄うのかわかりませんが、当然今年も国民健康保険、人件費、4人採っているのですが、これは減らないのかどうか。水道事業については派遣をしているということで、しばらくの間派遣するのでしょうか。徐々にプロパーを養成して採用して、派遣については戻してくるのだと思うのですが、

も、その辺の人件費の見通し。

それと、集中管理をしている車、公用車、ここを見ても15台とか25台とかという、実際に集中管理しているのが何台あるのかちょっとわからないのです。保険については15台分だとか、任意保険については25台分とか、では一体何台管理して、今年1台買うのでしょうかけれども、どういうサイクルで自動車管理しているのか、それもきちんとした資料が欲しいなど。

それと、光熱水費、電話料、そういう集中管理されているもの、これについても特に今新しい庁舎に移ろうとしているわけですから、では現の今までかかっていた光熱水費、電話料、公用車はそんなに関係ないのかな。そういうものがどういうふうに変わっていくのか、上がってしまうのか、下がるのか。あとは先ほどの話がありましたとおり事務機器、これも一部新しくするのでしょうかけれども、新しい庁舎になってオンライン化をより一層することによって、台数が減らせるのかどうかという、そういう検討はされているのかどうか。では、庁舎は新しくできたけれども、経費もまた今までよりはいっぱいかかってしまうのだよという結果になってしまうのか。

それと、住民サービスの部分で、新庁舎ができたときにどういうところがどう変わるのかというのがさっぱり見えてこないの、そろそろそういうものについては住民に情報としてきちんと出すべきなのかなと思うのですが、その辺はどの時点でどういう形で町民に知らせていくのか。50年に1回、30年に1回の新しい庁舎をつくるわけですから、町民もいろんな面で期待をしているのですが、つくった庁舎を管理するのにどういう形になるのか。また税金が使われるわけですが、では経費は安くなるのか、高くなるのか、そういうものも含めて、その辺の基本的な考え方を今後どうしていくのか。総務課長もしくは秘書人事係長としての判断、それと町全体の事務的な統括をしている副町長、今後どうするのか考え方をお願いします。

○小森谷幸雄委員長 たくさん質問が出ておりますので、一つ一つ丁寧にお答えいただきたいと思います。

根岸総務課長。

○根岸一仁総務課長兼秘書人事係長 それでは、大分出ていましたが、まず質問の順番にこちらがメモした形の中でご説明いたします。もし足らなかつたら、また言ってください。

まず、最初に定員管理の関係なのですが、現在149名職員おりますけれども、定員管理の条例のほうでは、具体的な数字、正確な数字は忘れてしまったのですが、15名ほど多い形の百六十数名で定員管理については数字がなされております。この定員管理につきましては、数年前にそれまでもっと多い数で管理の定数があったのですが、なるべく実態に近い形で出そうということで、百六十数名というふうに変更となっております。

また、今後の職員の数が変わるかということですが、その中でお話があった例えば国保の人数であるとか水道企業団の関係ですが、まず国保については、今回もいろいろ検討はしたのですが、確かに群馬県に一本化にはなるのですが、どの辺の作業量が減ってどの辺のものが残るのかということが、まだはっきりしないところがあるというのが実際のところ。それですので、まず事務に支障が出ないようにということで、今回につきましては4月の人事異動を考えるに当たっても、現状維持でとりあえずは今回対応したいと思っております。ただし、将来的には、確かに事務が県に一本化されていますので、そこに張りつく職員数は減っていくであろうというふうには考えております。

それと、水道企業団のほうですが、こちらは将来的にはプロパーで全員を賄うということが計画ではありますけれども、その計画の具体的な計画は、まだ10年先とか、その辺までは出ていないのです。ここ数年についての計画ということで、水道企業団については最初に申しあげましたように現在3名から、来年度以降は係長1名の係員1名ということで、2名の派遣となります。こちらも将来的にはゼロに近づいていくであろうというふうには考えております。

それと、公用車の関係なのですが、現在集中管理している、要するに総務課で一括している公用車と、あと各課、係でそれぞれに持っているトラックとかそういうものがあるのですが、町全体では70台あります。この中で秘書人事が集中的に管理しているのは24台となっております。これは全部の職員がいつでも使えるような形ということで捉えております。ほかの各課、係は、それぞれの業務の特殊性によりまして、臨機応変にいつでも使えるようにということで分散をしているような状況になっています。この公用車につきましてももう少し減らせないかということで、予算を立てるときにも検討はいたしました。来年度はすぐに反映できないのですが、車の買い替えとかその辺がありますので、そういうことも考慮して、各課で持っている車の数を利用率等を調査して精査をしていくということで、全体的にはやはり公用車の数は減らす方向で考えております。

また、公用車集中管理のほうですが、全体的には計画的には10万キロを超えたものであるとか、そういう一定の基準をもちまして定期的に車のほうはかえるようにしております。以前ですと、まとめて買ってまとめて車がだめになるということで、集中的にある年度に入れ替えが重なってしまったものですから、それを均等にできるように現在はなるべく考えて計画を立てております。

それと、光熱水費、電話料の関係、こちらにつきましても最初のときに申しあげませんでしたが、まず新しい庁舎ができますと、光熱費、電話料、ともに増えるのは免れないかなと思っております。30年度につきましては、光熱水費につきましては約130万円ほど多目にとってあります。そのうちの、これは資源化センターが今回稼働がなくなりますので、400万円ほど減るのですが、新庁舎につきましては300万円ほどを計上して対応できるようにはなっております。

それと、電話料につきましても、やはり増えるかなと思っておりまして、こちらにつきましては80万円ほどを上乗せした形で、新庁舎対応ということで予算的には足らなくなるように組んであります。

それと、事務機器、例えばコピーであるとかそういった複合機なのですが、こちらにつきましては情報広報のほうで現在計画がありますので、補足でまた説明をさせていただきますが、こちらはなるべく増えないように精査をして、一定の数字で抑えていきたいと思っております。

あと、最後に全体的な、新しい庁舎ができる。行政改革をやって、住民サービスがどのように町民に反映されるのかというのをどう提示するかということなのですから、この辺は新しい庁舎が開庁するに当たりまして、それと含めて将来的な展望ということでお示しができるように考えていきたいと思っております。

○小森谷幸雄委員長 伊藤係長。

○伊藤泰年情報広報係長 それでは、先ほど複合機というお話がありましたので、複合機の考え方なのですが、今現在こちらの古い庁舎と西庁舎、あと裏の庁舎、3つのフロアに分かれて複合機を利用しております。今度1つの新庁舎に移転時には、各フロアに設けまして、全体で8台を更新しようと考えております。こちらの更新につきましては、現在、今使っているものが既に6年を経過しまして、今年いっぱい使い

ますと7年が経過してしまいます。そうすると、今事務で使っているのがかなり量が多いので、修理、故障が多くなってきておりますので、新庁舎にあわせて複合機につきましては更新をかけようというように考えています。

それと、こちらで管理しているほかの施設の学校関係や公民館関係につきましては、まだまだ利用が可能ですので、そちらにつきましては一定の時期が来ましたら、更新をかけていく予定です。

それと、パソコンの台数というのは、やはり1人1台今使っている状況なので、今使っているものをそのまま新庁舎で使うような計画となっております。

簡単ですが、以上です。

○小森谷幸雄委員長 副町長のほうから何か補足で説明ございますか。

○中里重義副町長 総務課長から光熱水費、電話料、事務費関係の答弁をいたしましたけれども、この辺につきましては極力経費を削減できるようにということで、照明については当たり前ですが、LED化で照明は設備していくと。それから、電話につきましてはIP電話、インターネットプロトコルで、これは通常の電話回線よりは安価だということでありまして、そういったところで経費を極力縮減できるようにということで計画を進めております。

それから、複合機の関係につきましても、庁舎が現在3つの庁舎に分散しておりますけれども、1つの庁舎に集約できるわけですから、更新の台数を先ほど伊藤係長申し上げましたけれども、全体だと何台か減らせるのだよな、たしか。何台減る。変わらないか。

「実際は変わらないです、台数は」と言う人あり

○中里重義副町長 リース料の関係だとかが多少有利になるのか。

「多少……」と言う人あり

○中里重義副町長 複合機の関係は、現在のリース料よりも多少有利な内容で契約ができそうだということでもあります。

それから、窓口、住民サービスの変わり方、どんなふうになるのかということですが、この関係につきましては、庁内の庁舎建設専門委員会の中に部会が設けてありまして、その部会の一つに窓口部会というのがございます。これは役場各窓口の体制をどうあるべきかをこれまで検討してきておりますが、この窓口部会でいわゆる住民がいろんな手続なり証明の交付で庁舎へ来られるときに、いかにわかりやすくするかとか、そういった面での、それと可能かどうかというのがこれは課題なのですが、いわゆるワンストップサービスがどこまで取り込めるか、そういったものを現在鋭意研究、検討しておりますので、もう少しお時間いただくことになるかと思いますが、開庁前にはそういった新たな窓口対応等については、住民に説明ができるようにはできるというように思っておりますので、よろしく願います。

○小森谷幸雄委員長 今村委員。

○今村好市委員 では、基本的には新しい庁舎は規模が大きくなるし、省エネ化も進めているのでしょけれども、現実の問題としては経費は増えるという理解でよろしいですよ。光熱水費、電話料も増えてしまうのだ。そうなのかね。

○中里重義副町長 この辺、IP電話が現在のNTTの回線の使用料とか通話料と比較すると、安価だということだけはわかっているのですが、実際もう少し時間がたたないと、おおむねの見込み額はじけな

況ですので、総務課長が言ったとおり安全を見れば、若干増えるだろうと。安全というか、予算上、そういったところでとりあえず考えてはおります。ただ、そういった面でも極力増額になるものがあるとしても、最小限で抑えられるようにということでの機能を選定しているということです。

○小森谷幸雄委員長 今村委員。

○今村好市委員 だから、よくわからないので、比較ができるような一覧表、出せるものは出してください。だから、できれば前年の28年の決算の実績、29年の予算、30年の予算、人件費についても光熱水費についても車についても、集中管理されているものについては全部めくって整理しないと比較ができないものですから、特に新庁舎に移るわけですから、そういう中でそういう経費がどういう形で増えていってしまうのか、比較検討するためには、議会として一つチェック機能を持っているわけですから、今の状況ではなかなかチェックしにくい状況ですので、本議会が終わるまでぐらいには、もしできれば出していただければありがたいと思います。要求をしておきます。

それと、先ほど1つ漏れているようなのですけれども、教育委員会の20人の教育支援員の社会保険料、今までも社会保険料入っていなかったのでしょうかから、なぜここに来て20人社会保険に入れるのか、何か指導があったのか、入れざるを得ないのか。

あとは、二、三年前から再任用という形で職員再任用されていますが、再任用職員については定員管理上どうなっているのか、その辺教えてください。

○小森谷幸雄委員長 根岸総務課長。

○根岸一仁総務課長兼秘書人事係長 まず、教育委員会のほうの関係になりますけれども、教育委員会の中の特別教育支援員、これまでは教育委員会のほうで事務のほうをとり行っていたというふうに聞いております。それを一括して秘書人事の職員系のほうで行うというふうにこれは聞いております。

それと、再任用に関しては、定員管理、要するに職員としてカウントしております。

○小森谷幸雄委員長 今村委員。

○今村好市委員 ここに町全体で125人、本年度。今までも、去年126人なのだけれども、人数的には町で集中管理ではないのですか、この臨時職員全体は。その中で今年は人数は同じだけれども、先ほど説明の中で社会保険に20人、教育委員会の支援員について今回対応するので、共済費、いわゆる社会保険料が増えたということで、人数は減っているけれども、予算は増えていますという説明だったでしょう。だから、何で今まで教育委員会でやっていたものが、ここに今年になって来てしまったのだという話になれば、人数変わるでしょう。そうではないのです。だから……

○小森谷幸雄委員長 根岸総務課長。

○根岸一仁総務課長兼秘書人事係長 後でこれは確認をさせていただきますけれども、私が思っていたのは、教育委員会のほうで、今年度については予算がとってあったのではなかったかなと思っているのです。それを来年度は秘書のほうに移したということになった。そういうことになったのかなと思っているのですが、ちょっとこれは確認させてもらっていいですか。

○小森谷幸雄委員長 では、確認をして、改めて別の機会にご説明を賜りたいというふうに思います。

○今村好市委員 結構です。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

本間委員。

○本間 清委員 行政安全係の42ページ、避難所備蓄品についてお聞きします。

この中に乳児用粉ミルクというのがありますけれども、まずこの粉ミルクとフォローアップミルクの違いはどのようなものかということ。あと5箱両方であるということですが、これは何人分の乳幼児に対応できるか。そして、これは3カ所置いてあるということですが、場所はどこに置いてあるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○小森谷幸雄委員長 小林係長。

○小林桂樹行政安全係長 ご質問のまず乳児用粉ミルクとフォローアップミルクの違いですが、対象年齢の違いということでご理解いただければと思います。

それから、保管場所につきましては、まず北小学校、それから東小学校、それから西小学校、こちらに各20箱ずつ保管されている状況です。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 マイクを使って、挙手をお願いします。

○本間 清委員 先ほど申しましたように、何人に対応できるのでしょうか。アバウトで大丈夫ですが、

○小森谷幸雄委員長 小林係長。

○小林桂樹行政安全係長 どれくらいの人数ということになりますと、数字的には把握していませんので、お時間いただいてからご回答させていただければと思います。よろしくお願いします。

○小森谷幸雄委員長 本間委員。

○本間 清委員 一般的にこういった災害時の備蓄品というのは、よく3日分ぐらいの保存ということを知っておりますけれども、板倉町は今子供の出生率が低いといいますが、50人前後いるわけですので、全部とまでいなくても、この人数に対応した3日分ぐらいの備蓄は必要かなと思いますけれども、この個数からいきますと、果たして何人対応できるのか私もわかりませんので、お聞きしたわけですが、アバウトなところを後でお聞かせいただければと思います。

それと、粉ミルク入れ替えということになっておりますけれども、この保存期間というのは大体何年ぐらい使えるのでしょうか。

それと、あとミルクはあっても、例えば哺乳瓶がないと対応できない、お湯がないと対応できないとなると思うのですが、例えば児童館とか保健センターなんかでしたら、そういった対応ができるのかもしれませんが、これは各小学校にそういった哺乳瓶などは置いてあるということでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 小林係長。

○小林桂樹行政安全係長 哺乳瓶でございますが、使い捨ての哺乳瓶ですが、10個入りのものが先ほど申し上げました北小、東小学校、西小学校のほうに各5セットずつが常備されております。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

本間委員。

○本間 清委員 もう一つお聞きしますけれども、この……

○小森谷幸雄委員長 小林係長。

○小林桂樹行政安全係長 済みません。質問が1つ足りませんでしたので、お答えいたします。

保存年限ですけれども、約3年というふう聞いております。

○小森谷幸雄委員長 本間委員。

○本間 清委員 そうしますと、3年で入れ替えるということですが、この入れ替えました粉ミルク等は、最終的な処分ということになるのですけれども、これはどのように使用しているのでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 小林係長。

○小林桂樹行政安全係長 この入れ替えしたミルクですけれども、当然期限が来る前に入れ替えして、ある程度使用期限が残っている段階で入れ替えまして、その入れ替えたものについては保健センターのほうで利用させていただいております。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 本間委員。

○本間 清委員 そうしますと、保健センターで利用するという事は、当然いわゆる賞味期限前ですので、利用させていただいているということで理解してよろしいわけですね。はい、ありがとうございました。

○小森谷幸雄委員長 ほかにございますか。

小林委員。

○小林武雄委員 行政安全係の25ページ、防犯灯の関係なのですが、これは28年度に一応LED化の工事がほぼ全部終わったということで、電気料、防犯灯の関係で平成27年度の実績が947万9,000円ということで決算書を見てきました。28年が770万円、一応30年度は660万円ということで、ほぼこれはLEDが交換が終わって、この後はこの金額ぐらいで推移していくという認識でよろしいでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 小林係長。

○小林桂樹行政安全係長 LEDの関係では、防犯灯の電気料につきましては、平成27年度に全部LEDに交換されたということになります。その後の電気料の推移でございますが、平成27年度が947万9,104円と。それから、28年度、こちらが777万円ということで、約26年度の入替え前に比較しますと170万円ほどの28年度は減額になっております。また、全部入れかわったのが28年2月、3月でございますので、その後の契約変更によりまして、29年度の見込みにつきましてはこちらの計上させていただいた金額程度、643万2,000円、この程度で決算額になるというふうに見込んでおりまして、今後毎年この640万円から50万円程度が電気料として支出されるであろうというふうに見込んでおります。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 小林委員。

○小林武雄委員 その28年度の工事予算費が4,625万円ということで、平成27年度比、30年かな。そうすると年間で約300万円ほどの減になっているのです。償還が大体十二、三年になるのに、ただ寿命が聞いているように10年はもたないと思うのですが、その辺のLEDの効果は出るのですが、その交換するタイミングとか、その辺も今後考えていく必要があると思うのですが、その辺のところの今後の交換のタイミングの考え方を教えていただければと思うのですが。

○小森谷幸雄委員長 小林係長。

○**小林桂樹行政安全係長** ただいま4,625万円という当初の予算額だと思うのですが、実際に決算ではそこまでは変わっておりませんで、決算書がありませんので、正式な金額申し上げませんが、三千五、六百万円だったというふうに記憶しております。ですので、それを考えますと電気料の削減が年間300万円強出されておりますので、10年ちょっとぐらいの期間での削減にはなるのかなというふうには認識をしているところでございます。

交換のタイミングということですが、あくまでも10年というのは、これはメーカーの一応耐用年数ということで示されているものですので、その使用状況等によりまして、それより早く切れてしまうもの、またそれ以上使えるものというふうになりますので、一概に今後10年をめどに、全てまた取り替えるということは現在では想定はしておりませんで、切れたものから順次交換していくというふうを考えております。

以上です。

○**小森谷幸雄委員長** 小林委員。

○**小林武雄委員** 自然災害の関係、夏場になりますと、これも前どなたかが質問したことあるのですが、落雷の関係でLEDの本体自体が破損するということがあると思うのです。その場合に、屋外にあるものの自然災害は、保険か何かの対応で無償で交換できるのかどうか、その辺確認したいのですが。

○**小森谷幸雄委員長** 小林係長。

○**小林桂樹行政安全係長** 自然災害、特に落雷で切れたものについては、保険の対象外になっております。1年間の保証の対象外にはなっております。

以上です。

○**小森谷幸雄委員長** 小林委員。

○**小林武雄委員** そうすると、自然災害だめだとすると、あとは自然に切れたものについては、公費で自己負担で交換していくしかないということですね。

あと、このLED化を変更した後、まだ各行政区のほうからでも新設とか、そういうのが恐らく毎年出ているのかなと思います。自分の行政区では、まだ暗いからということで、まだまだ増えてくるのかなと思うのですが、今のところ年々どのぐらいのペースで増えてきていますか。

○**小森谷幸雄委員長** わかります。各行政区からの申請件数。

小林係長。

○**小林桂樹行政安全係長** 行政区ごとの要望の件数等については取りまとめしておりませんので、お答えができない状況でございますが、29年度におきましては26基、それから……

○**小森谷幸雄委員長** 詳細がわからなければ、後ほどということで結構でございますので。

○**小林桂樹行政安全係長** 台数については、やはり今までに比べると増加傾向というのは、間違いなく増えているかなというふうには感じております。正式な台数、設置した基数については、今年度分については改めてまた報告させていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○**小森谷幸雄委員長** ほかにございますか。

市川委員。

○**市川初江委員** よろしくお願ひします。行政安全係の中で15ページの婚活事業でございますけれども、本当に日本全体に少子高齢化に歯どめをかけるためにはという大きな課題があるわけでございます。それに向

けて、全国的に婚活事業は必要不可欠な事業かなと私も思っております。我が町も少子高齢化が急ピッチに進んでいるわけでございますが、何年か婚活事業を行ってきております。そんな中で、29年度までに何組結婚できたのか、そしてまたその結婚が人口の増加につながっているのかどうかお聞きしたいと思っております。

○小森谷幸雄委員長 小林係長。

○小林桂樹行政安全係長 婚活応援事業につきましては、21年度から毎年実施をさせていただいております。現在までの正式に町へ、こちらに成婚されました、入籍しましたということで報告を受けている組数については、6組でございます。ただ、そのほかに正式な報告はないのですが、実行委員さん等から聞いている情報によりますと、それ以外にも二、三組の成婚されているという実績はあるというふうには伺っている状況でございます。

それが人口増加につながったかどうかというご質問なのですが、この成婚者につきましては、ほとんど板倉町にお住まいになられた方ということになっておりますので、当然人口の増加に役立っているものというふうに考えております。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 市川委員。

○市川初江委員 この6組の中で赤ちゃんが生まれた組はあるのですか。

○小森谷幸雄委員長 小林係長。

○小林桂樹行政安全係長 申しわけありませんが、そちらについてはまだ把握をしておりません。

○小森谷幸雄委員長 市川委員。

○市川初江委員 そのほかに町はこれだけでは成果が出ないということで、カップリングデザイナーということで、私もそのお役目をいただいているわけでございますけれども、なかなか本当に難しいなというふうに思うのです。私たちの役は、個人的に会わせてお仲人役みたいのをするというのでやっているわけでございますけれども、回ってみますと、本当に諦めてしまっているという状態。それで、男の人は、誰でもいいから来てくれる人だったらお願いしますとか、そんな人もいるわけでございますけれども、女の子なんか全然まるっきり結婚する気はありませんという人が多いわけなのです。それは年齢もいつてしまっているということでございますけれども、でもひとり暮らしがどんどん増えていってしまうことも困りますし、そんな意味では、赤ちゃんができる年齢でなくても、2人を一緒にさせる方向ということも私も大事なのかなと今思っておりますので、何組か会わせたりとかしているのですけれども、なかなか成立しないという状態なのです。でも、これは根気よく諦めないでいくしかないのかなというふうに思っております。

ですので、皆さんに、やはり若いご夫婦に住んでいただくということが大事だと思うのです。結婚したら館林のほうでアパート借りて住んでしまおうとか、古河のほうに住んで、ここまでお仕事に通ってきているとかというカップルも私も聞いているわけでございますけれども、なるべく結婚してもほかのまちに行かないで、我が町で生活をして、お仕事もできて、子育てもできると、そんな方向に行けるようなまちづくりをしなくてはならないのかなと思うのです。そんな点ではどのように考えておりますでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 小林係長。

○小林桂樹行政安全係長 ただいまのご質問ですが、この婚活応援事業も実行委員さんのご協力もありまして、年々開催回数も多くなってきて活発に行っているような状況となっております。当然、板倉町に住んで

いただくことが、この事業の大きな目的の一つとなっておりますので、まず男性参加者につきましては、町内の申込者を優先に選考させていただいているという状況になります。ただ、女性がやはり参加者が少ない状況で、なかなか集めるのに苦労しているというような状況がありますが、毎回カップリング等も行っておりまして、10名ぐらいの参加者に対しましては、大体二、三組ぐらいのカップリングでカップルが誕生しているというような実績もございます。また、板倉町の方に積極的に参加していただくことで、板倉町に定住の人口増加につながるものというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○市川初江委員 そんなことでお互いに頑張ってもらいたいと思いますけれども、しっかりと力を入れていただいて、そういう役員も支えていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○小森谷幸雄委員長 では、俺が1回質問する。

先ほど本間委員さんから、参考のために聞いていただきたいのですが、食料残渣の件なのですけれども、ある自治体の考え方なのですけれども、賞味期限が来たものを餌とか飼料にするとか肥料にするとか、そういった利活用しているということで、もったいないというような発想から、学校教育で防災教育の一環として、例えば乾パンとかアルファ米とか、そういったものを使って授業をします。多分、当町ですと大した量ではないので、食料残渣として捨てているということはないと思うのですが、避難訓練とか何かの催し物のときに配布しているのかな、不特定多数の人に、極端に言うと。そういうものをもったいないということで、学校教育の一環として、避難時にはこういったものを食べることもあるのですよというようなことで、不特定多数の人に無駄がないから上げるということも大事なのですけれども、そういう利用方法もあるということでテレビで、大きい自治体ですから、かなり消化できないということで、期限が来たものをばっさり、ばっさりごみ処分場で処理をしている後継が映っていたわけですが、その利活用ということで、先ほど粉ミルクについては云々というような話がありましたのですが、その利活用についても多少考えた中で、そういう利用方法もあるという紹介のテレビ番組だったのですけれども、そういうのも検討されたらよろしいのではないですか。

不特定多数の人に、避難訓練とかいろいろ行政単位でやりますよね。多分そういったときに差し上げておられると思うのですけれども、まとまったものであれば、例えば全部の学校で行き渡らなければ、東西南北で巡回をさせた中で配布をして食べていただくということも、教育の一環になり得るのかなということで、これは提案ですので、そういうところも検討していただければありがたいというふうに思います。

では、2順目の、いいよね、答えは。答えあるの。係長、ではお願いします。

○小林桂樹行政安全係長 貴重なご提案をありがとうございました。

確かに今までは入れ替えした飲料水、食料につきましては、防災訓練や避難訓練時にお持ち帰りいただくということで配布をさせていただいておりますが、今後は不特定多数にそこでただ渡すだけではなくて、水防学校を毎年やっております。水防学校の中で備蓄食料の件について触れて、小学生のうちから知っていただくとか、それから防災講習会、それから避難訓練等もありまして、各行政区の避難場所に住民の方が集まります。そういう機会を捉えてその食料、飲料水の配布のほうを行って、積極的に周知、PRに努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 その例ですと、学校給食に使っていた。全部が全部ではないですよ。ある一部分、お

米だとかパン類とか乾パンとかお水とか、毎日食べるものではないから、子供も喜んで食べていたみたいな光景が映っていましたけれども、以上よろしくお願ひします。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 情報広報係の24、25ページなのですが、安心安全メールシステムが平成30年9月30日終了ということで、使用料の計上が6カ月。その後、ケーブルテレビメール配信サービスというのへ移行を行いますと書いてあるのですけれども、今までとどういうふうにながが変わってくるのかということと、あとこの経費というのは、総務課ではなくてほかの課になるのか、どこに計上してあるのか、説明をお願いします。

○小森谷幸雄委員長 伊藤係長。

○伊藤泰年情報広報係長 安心安全メールにつきまして、今現在使っているのが両毛システムサービスのメールシステムを使っております。そちらが9月末日をもって終了になります。そうしたところ、館林ケーブルテレビさんが同じくメール配信サービスをやっているということで情報があがまして、ケーブルテレビさんが地元地域の貢献の一環として、無料でサービスを提供しますということです。そのため、予算の計上はこちらでは計上しておりません。中身につきましては、まだこれからケーブルテレビさんと内容を詰めまして、町とケーブルテレビさんで運営の協定等を締結した形で今後進めていきたいと思っております。配信につきましては、特段携帯メールに流れているテキスト情報だけですので、送られてくるものは変わらないと思います。だから、今現在使っているデータ登録、それぞれのアドレスがあるのですけれども、それをきちんと移行できるような手続を今後進めていきたいと考えております。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 ケーブルテレビさんのネットワークを使って配信を行う。システムはケーブルテレビさんですが、こっちから情報を流すと、ケーブルテレビさんのほうで配信は無料でやってくれるというような流れでいいのかなと思うのですが、これはこれからだということですが、将来的にうまくいけば、ずっとこの形で継続していく。その協定にもよるのでしょうか、そういう考えでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 伊藤係長。

○伊藤泰年情報広報係長 ケーブルテレビさんのシステムを使って配信をしている形になるのですけれども、ケーブルテレビさんが業務を継続する限りは、無料で地域貢献の一環でやっていただけるので、そのシステムを使っていこうというふうには考えているところです。それで、ちょうど郡内でも明和町さんとか邑楽町さんとか、同じように両毛システムを使っているところがありまして、同じようにケーブルテレビさんを検討しているというお話を聞いていますので、郡内とも調整した上で移行できればいいなというふうを考えております。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 システム関係で29ページのG. B e __U 端末使用料の関係なのですが、物品借上使用料の中で端末使用料が先ほど10月31日をもって満期ということで、システム変更するのだということなのですが、当初の新庁舎の開庁予定ということで、1カ月分の延長期間ということで計上されているのかと思うのですが、このたび工期が延びるということで、期間が延びるということになると、この期間延長の期間も延びてくるのだと思うのですが、その差額分。新庁舎に移ってしまえば26万9,000円

ということで、これは端末料が増えるのかどうか分からないのですけれども、今までよりも若干値段が上がると。それにも増して、期間延長時は31万円ということで6万円ほど上がっているわけです。これが期間が延びると、この31万円がずっと31万円、期間延長分ということで計上されるのかどうかというの確認なのですが、お願いします。

○小森谷幸雄委員長 伊藤係長。

○伊藤泰年情報広報係長 29ページの中段になるのですけれども、G. B e__U、これはそれぞれの個人で利用している端末の使用料になるのですけれども、10月31日で今現在の契約が切れてしまいます。庁舎移転時に合わせてG. B e__Uも新しい庁舎に構築しようというふうに考えていましたので、今現在使っている端末をそのまま契約も越えて使うとなると、保守料が若干上乘せされた形で支払わなくてははいけませんので、その契約の延長ということで31万円が1カ月分計上してあります。予算を見積もったときには、大体11月ぐらいで庁舎移転になるだろうということだったので、この形になっているのですけれども、今後庁舎移転が若干遅れるという形になったときに、予算が若干足らなくなるおそれがありますので、そのときは補正のほうで対応したいというふうに考えております。

庁舎移転で今現在が24万円で、今度26万9,000円になるのですけれども、今現在使っているのがウィンドウズ7のOSが、今度新しくなってウィンドウズ10になります。それで、若干台数のほうが増える形になります。パソコンが1台増えて、プリンターが2台増えるような形になりますので、若干増えるような形で、その分上乘せされるような予算計上となっております。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 追加分、私の小遣いから考えると大きい金が2カ月、3カ月増えれば増えてくるのかなと思うのですけれども、その辺はこれは町で負担をするのですか、それとも工期延長に伴う損害として計上する予定でいるのでしょうか、その辺の考えはどうでしょう。

○小森谷幸雄委員長 伊藤係長。

○伊藤泰年情報広報係長 今のところは、町で負担するものかなというふうには思っているところなのですけれども、工期延長分を業者側に負担ということでは、ちょっと難しいかなというふうには。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 工期の延長に町が責任を負うのであれば、これは町で負担する分だと思いますし、工期の延長が事業側にその責任があるのであれば、損害として負担してもらってもいい額なのだと思うのです。その辺確認してきちんとやったほうがいいのかなと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○小森谷幸雄委員長 根岸総務課長。

○根岸一仁総務課長兼秘書人事係長 その件に関しましては、工事が遅れたことによってどういう影響がどこに出ているか、何があるのかということは、ここの情報広報だけの問題ではないと思います。町全体としてその辺は統一して、責任はどこにあるか明確になれば、その方針に基づいてこれらも考えていきたいと思っております。

○小森谷幸雄委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 行政安全係の23ページ、真ん中あたりで委託料とありますよね。この中で防犯カメラ画像抽出作業費とあるのですけれども、2,500円で30回、新規事業ですけれども、この防犯カメラの画像の抽出

という関係は、よく何らかの形で事件性があった部分について、例えば警察なんかの要請があった場合に画像を出しますよね。30回とあるのですけれども、そんなにも抽出する必要性があるのですか、ちょっとそれを。

○小森谷幸雄委員長 小林係長。

○小林桂樹行政安全係長 防犯カメラの抽出作業の委託料なのですが、今まで29年度においては、全て館林警察署からの資料提供依頼に基づいて提供しているという状況です。その事件の内容にもよるのですが、広範囲に捜査を必要な事件、事故等の情報提供になりますと、現在板倉町で28年度に15基、今年度2基追加いたしました17基ございますが、全てのデータを提供してほしいという依頼もあります。そうすると、1回の依頼で捜査のために15とか17とかの回数が発生するということになりますので、ちなみに29年度においては36回、36基分の抽出作業が発生したというような状況になっております。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 そうしますと、29年度については、その1回の事件の場合に17基画像抽出していますか。

○小森谷幸雄委員長 小林係長。

○小林桂樹行政安全係長 やはりその事件の捜査に必要な箇所ということで、広域的な捜査が必要な場合は行いますし、あるピンポイントの捜査の場合は、限られた区域の画像のみというようなことで依頼が来ております。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 それで、ちょっと気をつけてほしいのは、画像を抽出しますよね。当然警察に行くわけですから、画像の中で例えば人物がある程度映っていたとします。そういった場合は、関係ない人も当然出てきますよね。そういったのは当然ぼかしとか何か入れて処置するのでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 小林係長。

○小林桂樹行政安全係長 この画像については、一般に公開はいたしませんし、職員も見ないことになっております。あくまでも警察署が見る。その捜査のために閲覧するだけとなりますので、そういうぼかしの処理とか、そういうものは行っておりません。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 いずれにしても個人情報の関係があるので、気をつけてよろしくお願いします。

○小森谷幸雄委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 時間もあれなので簡単に。

伊藤さんのところの情報関係の8ページ、9ページ、これは調査というか、住宅・土地統計員なのですが、11名、どういう方がいらっしゃるのですか。これは東西名北に振り分けて、人口によって人数が変わるのですか。その辺。

○小森谷幸雄委員長 伊藤係長。

○伊藤泰年情報広報係長 今現在、統計調査員がそれぞれの行政区を通して109名ぐらい準備員ということ

で上げていただいております。それで、こちらの調査につきましては、来年度に国勢調査の調査区というのが板倉町で全体で115調査区あるのですけれども、そのうちの28調査区が来年度の対象になります。それを次年度11人に振り分けてお願いするような形になるのですけれども、どこの調査区というのがまだ決まっておられません。恐らく11人で28の調査区を行うこととなりますので、大体東西南北それぞれ均等に振り分けられた形で調査が行われるかと思えます。

○小森谷幸雄委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 これは1期というか、何年やるのですか。

○小森谷幸雄委員長 伊藤係長。

○伊藤泰年情報広報係長 5年に1度の調査になりますので、この10月1日の基準日があります。その前後大体1カ月程度が調査期間になると思いますので、そのくらいの任期でお願いする形になると思います。

○小森谷幸雄委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 何十年もやっている人がいるのですか。

○小森谷幸雄委員長 任期だよ、任期。

伊藤係長。

○伊藤泰年情報広報係長 調査員の任期は、1期約5年になっております。

○小森谷幸雄委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 何期もやっている方がいるのですか、町では。

○小森谷幸雄委員長 伊藤係長。

○伊藤泰年情報広報係長 済みません。長くやっている方は、正確な年数までは覚えていないのですけれども、20年近く長くやられている方も中にはいらっしゃると思います。

○黒野一郎委員 20年やれば、法務大臣から表彰も。

○小森谷幸雄委員長 伊藤係長。

○伊藤泰年情報広報係長 その法務大臣の表彰規程がわからないので、今ちょっとどうなるかわからないです。何とも言いようがないです。

○小森谷幸雄委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 先ほど話があった町の全体の人数割というか、調査する1人の割合は平均でよろしいですね。1人の人が50軒とか30軒とか、そういうのは、先ほどの下のほうにも郵便運搬料というのがありますが、ですからこれは事前に調査員ではなく、その前に名前が指名された人のところへ郵便配送が行くわけですか。それで、調査員が何うと。ではなく、調査員は指名で行って、お願いします、これを書いてください、そういう方法なのですか。この郵便運搬料というのは、どんなふうな使い方をするのですか。

○小森谷幸雄委員長 伊藤係長。

○伊藤泰年情報広報係長 この調査が町の地域で28調査区になります。その選ばれた調査区の世帯は、調査員さんが全世帯回るような形になります。その1調査区、大体200戸だったら200戸のうちの、25年度の前回調査のときは、そのうちの17世帯、そのうちのだから1割、200戸のうちの1割が調査対象となりまして、その方々に調査員さんがお願いに行く形になります。この郵便の運搬料につきましては、県との郵便のやりとりとか、あとは送られてきた郵送するものの費用となっております。

○小森谷幸雄委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 では、割と戸数は少ないのですね、お一人が回る戸数は。

○小森谷幸雄委員長 伊藤係長。

○伊藤泰年情報広報係長 まだ正確な数字はわからないのですけれども、前回の調査では1調査区当たり世帯になりますので、それを11人で手分けしてなりますから、大体1人30軒ちょっとぐらいは回る形になるかと思うのですけれども。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

では、時間ですので……

[何事か言う人あり]

○小森谷幸雄委員長 簡単にだよ。

○荒井英世委員 消防団の詰所、以前から言っているのですけれども、トイレの関係とかいろいろありますよね。要するに水洗化の部分。それはいつごろ、今回の予算書にもないのですけれども、何年ごろをめどにやる予定なのでしょうか。例えばうちのほうで言ったら第2分団ですけれども、そういったところすけれども。

○小森谷幸雄委員長 小林係長。

○小林桂樹行政安全係長 消防施設につきましては、詰所やポンプ車につきましては、定期的にある程度年限を決めて計画的に整備を進めていきたいと思いますということで計画づくりをしております。その中で詰所につきましては、当初30年ということの一つの目安として更新をしていきたいと思いますということで、消防の総務課長会議の中で話し合いがされたというような経緯があるというふうに伺っております。その計画によりますと、平成31年、32年ぐらいで町内の詰所については、おおむね30年を経過するというような状況になっております。

ただ、そのときに、27年度と記憶しているのですけれども、計画の見直しを行う中で調査をいたしまして、町内の詰所、5分団の詰所については、十分まだ使用に耐えられる状況であるというふうに判断をいたしまして、5年先でいいのではないかとというふうに考えております。それで、次のタイミングであれば、35年、36年ぐらいのタイミングで、また更新をされていくのかなというふうにはなっております。今の段階ではそうなっています。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

では、以上で総務課の審査を終了させていただきます。

総務課の皆さん、大変お疲れさまでした。ありがとうございます。

休憩を挟みまして戸籍税務課、11時15分、時間どおり再開をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

休 憩 (午前11時00分)

再 開 (午前11時15分)

○小森谷幸雄委員長 ちょっと時間前ですけれども、再開をさせていただきます。

戸籍税務課の予算審査を行います。

従前ご案内のとおり、説明については、要点説明により簡潔にお願いしたいというふうに思っております。また、戸籍税務課さんには大変申しわけないのですが、12時半ということで、食事がずれることをご承知おきいただきたいというふうに思います。

それでは、説明をお願い申し上げます。

峯崎課長。

○峯崎 浩戸籍税務課長 それでは、戸籍税務課の平成30年度予算ということで、説明のほうを進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

まず、私のほうから簡単に全体のお話をさせてもらいまして、その後各係ごとに説明をということになります。まず、お手元の予算書、こちらになりますが、予算書のほうを見ていただきたいのですが、積算資料ですと全体が出ておりませんので、予算書2ページになります。予算書の2ページを参照願いたいと思います。上段、一番上に1、町税という項目がございます。こちら、まず1の町民税から始まりまして4のたばこ税までありますが、住民税の歳入で町民税ですが、まず7億6,400万円、固定資産税で10億4,500万円弱、軽自動車税で4,670万円、たばこ税で7,280万円と歳入予算のほうを立てております。町全体では対前年予算比1億750万円増の合計で約19億2,860万円の歳入としております。

各詳細につきましては、各係からの説明になりますが、主な増額項目としまして、今度は積算資料のほうを見ていただきたいと思いますが、住民税系の積算資料1ページの歳入見積もりにもありますけれども、個人住民税で課税対象となる総額所得が増加したことによりまして、平成30年度の予算6億3,871万円ということで、これは対前年比3,800万円の増ということで予算を立てております。

また、固定資産税についてですけれども、固定資産税系の積算資料1ページを見ていただきたいと思いません。固定資産税につきまして、歳入見積もり、現年課税分としましてニュータウン産業用地の企業進出により、償却資産を中心に固定資産税全体で約6,470万円の増収見込みのほうをしてしております。予算額としましては9億5,288万9,000円という数字を上げております。その他手数料につきましては、ほぼ前年と収入は同額としております。

続きまして、歳出になりますけれども、平成30年度における戸籍税務課関連の歳出につきましては、全体的になりますけれども、総額として約5,600万円、対前年比約200万円の減額となっております。平成30年度において、引き続き戸籍税務課としましては、賦課情報や税徴収業務において電子化による連携が進んでいくものと思われませんが、これまでどおり法律にのっとり適正公平な課税、住民サービスの向上に向けた業務を進めていくということになります。

この後、詳細につきましては、担当より主要項目の説明を行いますので、よろしく願いいたします。

○小森谷幸雄委員長 川部係長。

○川部昌弘住民税係長 住民税係、川部と申します。よろしく願いいたします。私のほうから、住民税係の所管の予算について説明させていただきます。

まず、歳入見積書、総括表のほうで説明させていただきます。一番上の個人町民税現年度課税分につきましては、予算額6億3,871万円ということになりまして、前年度比6%増となっております。続きまして、法人町民税現年課税分でございますが、前年度比14%増の1億1,777万7,000円となっております。軽自動車現年課税分につきましては、前年度比6%増の4,633万3,000円となっております。続きまして、町たばこ税

につきまして、前年度比16%減、7,279万7,000円でございます。こちらにつきましては、多分加熱式たばこの影響を加味しまして、減額で予算を計上しております。

続きまして、歳出について説明をいたします。歳出の見積もり総括表、4ページになりますが、うちの係につきましては、町県民税賦課業務と軽自動車税賦課業務、たばこ税業務とありまして、町県民税賦課業務、軽自動車税賦課業務につきましては、主に税計算を行う電算システムの委託料、使用料が大部分を占めております。たばこ税につきましては、たばこ販売協会の負担金のみの計上となっております。

以上につきまして、住民税系の予算の説明のほうを終了させていただきます。

○小森谷幸雄委員長 青木係長。

○青木小百合資産税係長 お世話になります。資産税系の青木と申します。私のほうからは、固定資産税関係につきましてご説明申し上げます。

まず、歳入のほうからご説明させていただきたいと思いますので、資料の歳入見積書総括表の1ページをごらんください。主な歳入であります固定資産税現年度課税分及び国有資産等所在市町村交付金についてのみご説明させていただきます。

それでは、歳入見積書の2ページをお開きください。初めに、固定資産税現年度課税分ですけれども、予算額が9億5,288万9,000円、前年当初額よりも6,790万2,000円の増額となりました。主な要因ですが、先ほど峯崎課長のほうからもありましたけれども、泉野の産業用地への工場進出によるものが主な要因です。それから、平成30年度調定額の見込み額に95%の不確定要素及び経済的要因を考慮いたしました。さらに、収納率の98%を乗じて算定いたしまして、増額を見込んだものでございます。

続きまして、国有資産等所在市町村交付金についてご説明申し上げます。予算額8,452万5,000円です。前年当初額よりも315万8,000円の減となっております。これにつきましては、主に国の交付金であります渡良瀬遊水地等群馬県企業局の太陽光発電設備の減価償却による減額でございます。

続きまして、歳出のご説明をいたします。3ページの歳出見積書総括表をごらんください。歳出につきましても、主たる事業であります評価替え業務及び課税客体管理業務のみご説明させていただきます。まず、初めに歳出見積書の6ページをお開きいただきまして、評価替え業務をごらんください。予算額は37万5,000円で、前年比234万円の減額であります。本業務につきましては、平成30年度評価替えに向けまして、29年度につきましては路線価の鑑定業務委託を行いました。30年度におきましては標準宅地の時点修正鑑定業務を行うとなっておりますので、鑑定評価の対象が前年とは異なるため、予算額は前年よりも減額となりました。積算につきましては、7ページのとおりでございます。

それから、続きまして見積書の8ページ、課税客体管理業務をごらんください。本業務につきましては、予算額344万1,000円、前年比226万5,000円の減額となりました。減額の理由といたしましては、29年度では土地及び家屋の判読調査を行いましたので、おおよそその費用の減額分でございます。30年度の主な内容につきましては、毎年度行っております土地及び家屋の経年移動修正業務が主なものとなっております。積算につきましては、9ページのとおりでございます。

以上で資産税系の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○小森谷幸雄委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 収税係、長谷見と申します。よろしく願いいたします。そうすれば、お手元のほ

うに見積書のほうをご用意をお願いいたします。

まず、歳入につきましてですが、収税係としましては滞納繰り越し分、こちらについて予算のほうを計上しております。1ページの総括表になりますが、一番上の個人町民税、3番目の固定資産税の滞納繰り越し分、それと下から3番目の延滞金、こちらにつきまして昨年度と比較しまして30万円ほど各それぞれ増額をしております。これにつきましては、延滞金も含めまして、さらなる滞納処分の強化ということで進めることを前提としました増額の計上となっております。

続きまして、歳出のほうに入らせていただきます。6ページをごらんいただければと思います。歳出の見積書になります。前年と比べますと、30年度予算116万2,000円ほど増額となっております。こちらにつきましての主な要因としましては、こちらの見積書の左、中段中ほどにあります新規というところで地方税共通納税システム、この導入を図っていくものでございます。この導入に係る費用ということで115万6,000円ほど増額となっております。このシステムの概要につきましては、納税者、特に複数の自治体にまたがって法人町民税、また従業員の個人住民税特別徴収、こちらを納付しなければならない。全国に展開する企業に対しましては、電子的に複数の自治体へ一括納付が可能となる、そのようなシステム、仕組みを構築するものでございます。実際の運用につきましては、平成31年10月からの運用開始ということでありまして、30年度につきましてはその事前準備ということで、基幹系のシステム、G. B e _ Uの改修等の予算を計上するものでございます。

収税係につきましては以上でございます。

○小森谷幸雄委員長 森田係長。

○森田和子戸籍年金係長 戸籍年金係の森田です。よろしく申し上げます。それでは、戸籍年金係の予算について説明いたします。

資料のほうの1ページなのですがすけれども、歳入見積書総括表をごらんください。全体で965万1,000円で、昨年度と比較して32万5,000円の減額としました。歳入につきましては、各種証明の手数料と国庫支出金の個人番号カード交付事業の補助金、そして国民年金関係交付金等がございます。また、県支出金として人口動態調査交付金、移動人口等統計調査交付金がございます。消費者行政推進補助金につきましては、消費生活相談員等レベルアップ事業の事業の活用期間が7年が経過しまして、終了となりました。減額の主な理由としましては、各種証明の手数料が挙げられます。歳入実績として、平成26年度から年々減額となっていることと、また法定相続情報証明制度が平成29年5月29日からスタートしまして、法定相続情報一覧図の写しが法務局で無料で交付されますので、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出す必要がなくなりましたので、減額が見込まれるため減らしました。

次に、歳出です。資料6ページをごらんください。見積書総括表なのですがすけれども、そちらに4事業ございますが、そのほかに相談事業が3つと自衛官募集事務、旅券事務、国民年金事務事業、火葬費補助事業がありまして、11事業の歳出の全体の額は2,625万5,000円で、昨年度と比較して38万9,000円の減額でございます。

それでは、6ページにございます4事業についてご説明申し上げます。戸籍整備事務につきましては、7ページをごらんください。戸籍法改正により、戸籍受付帳をデータ化しまして、保守委託料が20万8,000円増額です。また、戸籍総合システムの機器更新により、新たな戸籍システムの導入ということで、使用料及

び賃借料が115万4,000円の増額となりました。

次に、住民基本台帳事務です。10ページをごらんください。住民基本台帳ネットワークシステムの契約が10月で切れますので、委託料は11月以降月額が上がりまして、10万8,000円の増額です。使用料は、11月以降の分が1カ月の額で済むため、64万2,000円の減額となります。

次に、個人番号カード交付事務です。12ページです。内容は昨年と同じです。消耗品費が2万4,000円の増額になっていますけれども、通知カード、マイナンバーカード等の変更があったときの追記プリンターのインク代等です。

最後に、消費者行政推進事業です。14ページをごらんください。平成30年度は消費生活コンサルタントの養成を行わないため、旅費と負担金がそれぞれ減額となりました。

以上で戸籍年金係の説明を終わります。よろしくお願ひします。

○小森谷幸雄委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんでしょうか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 お願いします。資産税係さんのプリンター関係で9ページになります。

プリンタートナー、2種類計上があるのですけれども、カラープリンタートナーでカラーと黒とということの金額と、一番下にもう一つプリンタートナーということで、これは単価が3万円になっています。タンク式のやつなのかどうなのかということと。あと、ここに書くときに、その分別を書いておいて、どういう種類だというのを書いておいていただくと質問もしやすいかなと思うのですけれども、その辺の確認はいかがでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 青木係長。

○青木小百合資産税係長 プリンタートナーの関係ですけれども、こちらのトナーのほうはレーザープリンター用のトナーを使用しております。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 レーザープリンター用トナーだと3万円もするのですか。量的には変わらないで3万円するのですか。

○小森谷幸雄委員長 青木係長。

○青木小百合資産税係長 3万円のほうは、印刷ページがおおよそ1万5,000ページ印刷可能となっております。ただ、2種類のトナーのほうを用意しているのは、プリンターが2種類ございまして、それぞれ違った種類のトナーのほうを使っているために、価格も別々になっております。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 いいです。

○小森谷幸雄委員長 ほかにございますか。

本間委員。

○本間 清委員 収税係の町税徴収管理業務についてお聞きします。

7ページになるのですけれども、下のほうに手数料という欄なのですけれども、滞納者預金等調査手数料20円掛ける500件とありますけれども、これは例えば固定資産税、国民健康保険税とか町県民税、これの滞

納者に対しての預金調査、要するに税金が取れない人に対して預金調査をするということなのでしょうけれども、これは我々が金融機関へ行きまして両替しても、また振り込みをしましても、数百円程度はかかる時代に、1件当たり20円という調査料でどこまで調査できるのか。また、こういった人様の預金通帳を調べるということは、個人情報保護法に抵触するようなことはないのでしょうか、まずその辺を聞きたいと思いません。

○小森谷幸雄委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 それでは、調査手数料になりますけれども、こちらにつきましてはそういった滞納者の方の預貯金を調べまして、財産があれば差し押さえという事前の調査になります。こちらにつきましては調査に関する手数料ではなくて、実際に調査をした金融機関でその方が口座を持っている場合に、3カ月の履歴をコピーしてもらいます。そのコピー代という意味合いで20円。ですから、実際に調査件数は500件の倍、それ以上になっています。該当があった場合、コピー代ということで手数料を納付しているものでございます。

また、個人情報につきましては、国税徴収法の規定に基づきましての財産調査になりますので、その辺は特段問題ございません。

○小森谷幸雄委員長 本間委員。

○本間 清委員 これは例えば滞納があった場合に、最初は電話等でとか、また手紙等で問い合わせで連絡がないとか、または各家庭に訪問して確認して対応できない、そういったいろいろな手だてを経まして、最終的な手だてということになるかと思うのですけれども、こういった調査というのは、板倉町には館信とか群銀とかありますけれども、こういったまちの金融機関でなくて、例えば遠くの方が引っ越しまして固定資産税を納めていないとか、そういう方がいると思うのですけれども、ある意味全国的な金融機関に問い合わせるという考えでよろしいのでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 まず、滞納処分につきましては、先ほど委員さんからおっしゃられましたように、まず納税がなかった場合は督促、その後に催告、電話催告、訪問したり、再三手を尽くした後のどうしても納めていただけないという方に対しての調査になります。転出された方ということにつきまして、まずはいったん県内の主要の金融機関調査をしまして、該当がなかった場合、その方がお勤めであれば、会社のほうから給与収入どれくらいあるとか調査も可能なのですけれども、自営とかですと、そういった収入関係もわからないので、何もそういった情報がない場合に限っては、町外に転出された方は転出先の主要銀行、そういったところも調査をする場合もあります。全て転出された方について、転出先の主要銀行を調査しているわけではなくて、いったんは県内の主要銀行を調査して、段階的になかった場合はさらにということで進めております。

○小森谷幸雄委員長 本間委員。

○本間 清委員 そういった調査をいたしまして資産があったという場合には、どのような手続をしましてそういった預金通帳から納税させることができるのでしょうか。その方法です。

○小森谷幸雄委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 財産等ありましたら、差し押さえという処分に入ります。実際に口座がある金融機

関に職員が赴きまして、窓口でその口座を差し押さえすると。金融機関については、その調書を受け取った時点で口座のほうにロックをかけまして、こちらの滞納額と、あとは残高。残高が多ければ、滞納額の全額、残高が未満であれば、その全額を板倉町の方式としては、その場で現金で徴収をしてくるという形になっております。

○小森谷幸雄委員長 本間委員。

○本間 清委員 ということは、本人に確認をとらなくても、引き落とせるということで理解してよろしいわけでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 本人に対しましては、先ほど申し上げましたとおり再三の催告をしておりますので、改めて差し押さえに関しまして事前の連絡等はしておりません。やはり国税徴収法に基づいた処分になりますので、金融機関もそれに対しては即時に対応するという形になっております。

○小森谷幸雄委員長 本間委員。

○本間 清委員 そうしますと、ここに500件をとりあえず予定しているということですが、実際こういうことを実施しまして、大体何件ぐらい回収できまして、金額的には大体どのくらい回収できているのでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 今日現在になりますけれども、預貯金としまして40件、金額としますと1,000万円ぐらいのものになります。そのほかに給与とか、あとは個人年金、その辺の差し押さえも含めた中での金額になっておりますので、預貯金だけですと、もうちょっと減るのかなと思うのですけれども。

○小森谷幸雄委員長 本間委員、よろしいですか。

○本間 清委員 はい。

○小森谷幸雄委員長 ほかにございますでしょうか。

荒井委員。

○荒井英世委員 今の本間委員さんの関連質問なのですけれども、給与とか預金等差し押さえする場合がありますよね。例えば給与なんか差し押さえする場合に、差し押さえ禁止の金額があると思うのですけれども、幾らなのでしょう。

○小森谷幸雄委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 当然ながら生活費に当たりますので、全額を差し押さえることはできません。最低10万円です。給与で申し上げますと、その10万円のほかに、その方が扶養している人がいれば、1人当たり4万5,000円。そのほかに給与から天引きされている所得税、住民税、社会保険料等を控除した残りが可能額、差し押さえができる額ということになっております。あと、給与が主に振り込まれている口座につきましても、やはり預貯金ということで、通常であれば預貯金は全額差し押さえなければならないのですけれども、給与だけが振り込まれているような口座であれば、そういった禁止額を考慮して、残った分を差し押さえしてくるという形になっております。

○小森谷幸雄委員長 荒井委員、よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

青木委員。

○青木秀夫委員 資産税系の歳入の2ページ、わかれば参考までにお聞きしたいのですけれども、土地、家屋の税収のうちのこの中で、土地と家屋の中で個人所有と法人所有の割合、区分けできます。概算でいいです。このうちの個人の金額がどれだけと、法人の金額がどれだけ。償却資産というのはほとんど法人なのでしょうけれども、概略でいいです。60・40とか、そんな程度でいいです。

○小森谷幸雄委員長 青木係長。

○青木小百合資産税係長 申しわけありませんけれども、個人と法人の所有の割合というのは資料として出ていませんので、これは何割ずつとかというのは、済みません。わからないですけれども、申しわけありません。

○青木秀夫委員 では、勘でどうだい。五分五分だとか7・3とか、こんな感じかなというのは、いいです。後で調べておいてください。

○青木小百合資産税係長 はい、済みません。申しわけありません。

○小森谷幸雄委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 では、今度住民税系の歳入のほうで、法人町民税割の中で8,600万円収入見積もっているのですけれども、この中でこれはわかればでいいのですけれども、わかっていると思う。昨年度の実績とかその前の実績でもいいのですけれども、ベストファイブぐらいでどのぐらい納めているのですか。法人町民税、高額町民税納税企業というか、参考までに。

○小森谷幸雄委員長 川部係長。

○川部昌弘住民税係長 済みません。上位3法人で3,000万円ぐらい納めております、法人税割のほうは。
[何事か言う人あり]

○小森谷幸雄委員長 青木委員さん、マイクをお使ください。

○青木秀夫委員 ナンバーワンが2,700万円です。

○川部昌弘住民税係長 失礼しました。5,000万円です。5,000万円ぐらい。

○青木秀夫委員 だから、2番、3番言ってみたら、金額。

○川部昌弘住民税係長 2番目が1,100万円です。

○青木秀夫委員 3番目は。

○川部昌弘住民税係長 3番目が900万円ぐらいです。

○青木秀夫委員 4番、5番はないの。

[何事か言う人あり]

○川部昌弘住民税係長 済みません。申しわけありません。500万円ぐらいです。

○青木秀夫委員 500万円ぐらい。5番は。

○川部昌弘住民税係長 5番目が200万円ぐらいです。

○青木秀夫委員 6番。

○川部昌弘住民税係長 次も200万円ぐらいです。

○青木秀夫委員 10番でどうだい、10番。

○川部昌弘住民税係長 ランクの資料ではないものですから、団地ごとに書いてあるものを見ているので、

10番までというのはすぐには出てこないのですが。

○青木秀夫委員 100万円ぐらいになってしまうの。

○川部昌弘住民税係長 そうですね。それくらい。

○小森谷幸雄委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 では、結構です。そうすると昨年度幾らだった、予算、1億。私が言ったのは法人税割だよ、均等割ではなくて。この明細は出ていないのだ、去年は、法人税割は。均等割と合わせた金額は出ていくわけだね。だから、大体似ているから、これを引けばいいのだな。

○小森谷幸雄委員長 川部係長。

○川部昌弘住民税係長 済みません。今のは全部均等割も含んだ金額になっておりますので。

○青木秀夫委員 均等割も入っているのかい。

○川部昌弘住民税係長 入っております。

○青木秀夫委員 昨年度が1億3,100万円、前年実績は1億300万円だね。1億300万円のうち3社で5,000万円ぐらい、その前の年度はわからないよ。昨年度か、5,000万円ぐらいを3社で負担しているわけだ。均等割も含んでしまっている。均等割って幾らでもないでしょう、この金額のうち。

○小森谷幸雄委員長 川部係長。

○川部昌弘住民税係長 事業者数と資産額の関係で金額が変わってくるのですけれども、一番高いところで均等割のほうが360万円という形。

○青木秀夫委員 それはわかった。よくそれを整理して調べておいてくれる、上位10社ぐらい。法人税割って意外と払っていないのよね。もうかっているのだろうけれども、そんなに税金みんな払っていないのだ、企業って。もうかっている割には。トヨタ自動車だって1兆円も利益出したって、税金1円も払っていないと言われているぐらいだから。いいです。

○小森谷幸雄委員長 ほかにございますか。

今村委員。

○今村好市委員 税収についてお尋ねいたします。

予算書の10ページ、今年度税収見込み額といいたまいますか、予算上の歳入見込み額については、町税については1億円前年対比で増えています。先ほどの話だと、法人関係が固定資産税についても法人町民税についても増えていますという話を伺ったのですが、その算出の根拠。例えば見積額の2ページですか、個人町民税と法人町民税がありますけれども、ここに8億二千七百何万円という数字と均等割があって、掛ける98%、それが今回の収入計上額というふうに理解するのですが、この98%というのは収入見込みのパーセントなのかどうか。

それと、もとの数字の6億二千何万円、個人町民税で言えばですが、これは調定見込み額をそのまま数字として使っているのか。多少これは加工してあるのかどうか。それを聞く理由としては、毎年予算額と決算額だと、税収で大体2億円ぐらい差が出てくるのです。予算額よりは決算額のほうが2億円ぐらい多いのです。全体の五十数億円の予算の中でこの2億円というのは非常に大きな額なので、町民が納めた税金は決算を見ればわかるのですけれども、予算でできるだけ正確な決算に近い数字の予算計上をしたほうがいいのではないかという提案をずっとしてきたのですけれども、今年については1億円上がっているというのは、法

人関係の税収見込みが上がっているから、1億円単純に上がっていると。その算出の根拠については、今までと全く同じやり方なのか、多少変えているのか、その辺お尋ねいたします。

○小森谷幸雄委員長 峯崎課長。

○峯崎 浩戸籍税務課長 ただいまの委員さんのご質問でございますが、算出の方法としまして、現年分の調定額、これをベースにしまして次年度の予算額を立てるのですけれども、現年分に95%、社会的な変動要因ということなのですけれども、95%を掛けた数字に収納率である98%の数字を掛けております。ですから、この算出資料に出ております98を掛ける前の数字でございますが、それは現年分の調定額に社会的変動要因95を掛けたものという数字になっておりまして、これは例年財政サイドのほうと調整をしながら、その数字のほうを出しているというような状況でございます。

今回、昨年度の予算と比べて、予算のほうで1億円ぐらい増額になっているというところがありますが、町県民税、それと資産税、2つ大きい変動要因があるのですけれども、町県民税のほうにつきましては、自然的な要因ということで課税標準額、こちらが総額積み上げが上がってきております。また、固定資産税につきましては、説明でも申し上げましたが、ニュータウンの産業用地のところなのですけれども、償却資産の関係が多くなってきております。実際償却資産につきましては、見込みをするのが非常に難しいというところもあるのですが、平成29年、今年の実績としまして、年度途中で補正のほうを上げさせてもらいましたが、その分償却資産のほうが増えているということもありまして、30年度の予算につきましては、その増額したものをベースに予算のほうを上げているというような状況でございます。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 今村委員。

○今村好市委員 算出の考え方、数字については、昨年の予算と今年の予算で同じ考え方でやっているのですか。その95%、今年度実績がもう出ている。一番新しいのが出ているのですね。今年度実績に95%掛けて、収納率98%掛けて予算額になっているわけですね。その掛ける割合というのは、去年もその前もずっと同じですか。

○小森谷幸雄委員長 峯崎課長。

○峯崎 浩戸籍税務課長 同じ手法をとっております。

○小森谷幸雄委員長 今村委員。

○今村好市委員 同じやり方をやっているということは、また補正で1億5,000万円から2億円途中に出てきてしまう話ですね。

○小森谷幸雄委員長 峯崎課長。

○峯崎 浩戸籍税務課長 その要因は少なからずあると思いますが、当初に調定額、総額が賦課をする前に出ますので、その状況を見ながら、9月なりの補正で歳入のほうを修正をしていくというような形になるかと思えます。

○小森谷幸雄委員長 今村委員。

○今村好市委員 私がずっと要望してきたのは、当初予算でできるだけ決算に近い数字で予算を計上してほしいという話をしていたのです。だから、別に2億円が大きい小さいかは別にして、毎年毎年予算と決算の数字が2億円も違っているという、それはやはり予算の立て方がちょっと甘いのではないかと。幾ら安全

を見てといったって、特に町民税については変動要因というのは、場合によってはあるかもしれないですけども、固定資産税についてはほとんどないでしょう。だから、その辺を見込みの数字、95%しか見ていない。額がでかいから95%、5%だってでかいですよ。だから、より近づける数字を最初の予算の中で計上したらどうですかと。そのほうが、自分たちが納めた税金が、全体予算の中でどれぐらいの割合で使われているかというのがわかりますし、補正だからわからないということではないですけども、当初予算でしっかりそれは町民に理解してもらおうというのは大事なことだということではあるわけなんですけれども、相変わらず同じ方法でやっているわけです。

そうすると、途中で今までは補正もしないで、ぼんと2億円を決算で出してきているわけです。補正財源といったって、大した額は出てきていないですから、町税からは。町税をもっとここまで来たのだとすれば、しっかりした見積もりを最初からとったらどうなのですか。

○小森谷幸雄委員長 峯崎課長。

○峯崎 浩戸籍税務課長 委員ご指摘のとおりだと思います。ただ、固定資産税関係につきましては、建物、土地、こういった特に土地であれば、面積から予算のほうは立てられるのですが、中に入ってきますと償却資産につきましては、建物が建ったときに倉庫なのか、それとも製造ラインがベルトコンベヤー等が入るのかで、かなり償却資産のほうが変わってくるという要因がございます。そこら辺の要因も踏まえて、今産業団地のところで何社か建屋のほうは建っていたりしておりますが、その中に入ってくるもの、そういったところを、どういった業種によるのかということもありますので、非常に読みにくいところがあるということも実情でございます。ただ、実際に上がってきたものを見て、その数字等に違いが発生するようであれば、やはりこれは委員さんおっしゃるように乖離が余り生じてもしようがないという考えの中で、補正を随時していくのが順当かなというふうに考えております。

○小森谷幸雄委員長 今村委員。

○今村好市委員 何年も同じようなことをやっているわけです。今、課長が言うように、予測ができない部分というのがどれだけあるかということ、ここ5年ぐらいずっと見ると、毎年2億円ぐらい違っているのです、予算と決算で。同じことをやっているから、同じ形が出てしまうのではないですか。だから、全部それは補正財源としてとっておくのだとか、もしものときに何かするのだとかというのは、それは理屈にならないです。ちゃんと財政調整基金があるわけですから。もしものときに対応できる部分。それは、税担当者だけの話ではなくて、財政担当にもちゃんと言っているわけです。去年は途中で補正予算で上げたわけです。当初から、だから2億円全部やれと言っていないです。それは安全を見てやるということは必要なのだと思うのだけれども、では2億円のうち1億円ぐらいはきちんともう少し95%を98%にするとか、物によっては。それだって安全を見ているわけですから。そういう予算の組み方がなぜできないのかということなのです。なぜできない。わかっています、わかっていますとって、やっていない、全然。ここ二、三年、3年ぐらい言っていますよ、この話は。

○小森谷幸雄委員長 峯崎課長。

○峯崎 浩戸籍税務課長 委員さんご指摘のとおり、今後の予算の立て方としての検討材料として、財政サイドのほうとも調整をしていければというふうに思います。

○小森谷幸雄委員長 今村委員。

○今村好市委員 中里副町長、これは聞いているね、3年ぐらい前から。全体として検討して、こういうふうになりましたという結果が出ているならいいけれども、同じなのだもの、やっていることが。同じ答えが出てはだめだよ、それでは。

○小森谷幸雄委員長 中里副町長。

○中里重義副町長 課長から同様だということなのですが、以前は不確定要因で8%落としていたのです。それを95で5%に縮めまして、それに対しての収納率98ということで、これは今村委員から耳が痛くなるほど言われていましたので、財政とも相談をしまして上げました。縮めました。だから、これを今後95を、例えばですけれども、96とか7に持っていけるかどうか、これは引き続き検討させていただきます。そういうことでお願いしたいと思うのですが。

○小森谷幸雄委員長 今村委員。

○今村好市委員 俺にお願いされてもしようがないのだけれども、もう少し明確に収入を見込んだほうが私はいいのかなと。上げたのなら上げたでいいのだけれども、それは推移を見て、決算の状況を見て、またそれは修正すればいい話なので、多少検討されているのね。はい、わかりました。

○小森谷幸雄委員長 ほかにございますか。

延山委員。

○延山宗一委員 収税の歳入、2ページになるのですけれども、滞納繰り越し、この金額については毎年個人町民税にしても、法人、固定資産税、計上されているということなのですから、その努力、要するに繰り越しを少しでも少なくというようなことの中で対応していて金額が出されている。町民の滞納繰り越しについては実績が上がったと。そうしますと、当然努力はしているということで、少しでも繰り越しがないようにということだと思えるのですけれども、それぞれ税収によっては人数、また金額等も書かれていますけれども、今現在どんな状況に置かれているのか。

○小森谷幸雄委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 ちょっとご質問の趣旨が。

○小森谷幸雄委員長 延山委員。

○延山宗一委員 滞納繰り越しがされていますよね。町民税、固定資産税、また法人税、全てこの金額が出されているのですけれども、それに対して当然多い額、少ない額が出てくると思うのですけれども、まずどのぐらいの人数の中からこの金額が算出されたのか。

○小森谷幸雄委員長 わかります、質問の内容が。

長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 人数ということになりますと、それぞれの税目ごとの数字は今現在持ち合わせていないのですけれども、この滞納額の半分程度は、大体高額者の40人ぐらいで大部分を占めているというような状況になりまして、残りの半分ぐらいを二、三百人ぐらいの滞納の方で占めているのかなという感じがいたしております。

○小森谷幸雄委員長 延山委員。

○延山宗一委員 個人と当然法人、法人の場合は金額的には少ないですよ。そうすると、圧倒的に占めるのは個人、固定資産と町民税ということだと思えるのですけれども、とりあえず人数が少ないというのは、法

人については先ほど委員のほうから質問もあった金額、どのぐらい納めているのかなということなのですが、この今聞こうとしているのは、法人がどのぐらいの人数、例えば高額の会社はどのぐらいあるのか、あとは全体的には何社ぐらいあるのか。

○小森谷幸雄委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 当然ながらこの繰越額を見ても、高額な滞納の法人はいません。均等割のみの滞納の法人でありまして、数社というところになります。

○小森谷幸雄委員長 延山委員。

○延山宗一委員 数社ということで、はっきり何社とはわからない。

○長谷見晶広収税係長 済みません。具体的な企業名も入れた資料のほうの手元にはないのですが、10社まではいかないです。

○延山宗一委員 数社というと、アバウトで。

○長谷見晶広収税係長 5社以内です。

○小森谷幸雄委員長 延山委員。

○延山宗一委員 個人は、個人町民税、固定資産税は。

○小森谷幸雄委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 個人町民税、固定資産税につきましても、何名でという具体的な数字が今手元にはございませんが、やはり固定資産税につきましては相続放棄とか、そういった理由から、年々滞納額のほうも増加していっているような状況かなというところは感じております。具体的な数字が手元になくて申しわけございませんが。

○小森谷幸雄委員長 延山委員。

○延山宗一委員 数名でこの金額が出てくるということなのですか。

○小森谷幸雄委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 滞納として実際に繰り越される調定額については、この予算計上した額の3倍、4倍に上りますけれども、きちんとこちらの催告によって納めていただければいいのですけれども、先ほどの滞納処分等も含めまして、何とか徴収努力を鋭意して、この予算計上額750万円程度が現在のところ限度なのかなというところを感じております。前年度の28年度の決算から見れば、個人町民税につきましては1,150万円、固定資産税については990万円、1,000万円近く徴収のほうはできておりますけれども、予算としての計上については750万円程度での計上とさせていただいております。

○小森谷幸雄委員長 峯崎課長。

○峯崎 浩戸籍税務課長 ただいまの回答の補足になりますけれども、実際毎年繰り越しされる滞納繰越額、こちらにつきましては1億円を切りまして、今8,000万円ぐらいになっているのですけれども、それが全滞納額ということになるのですが、その対象者数につきましては、やはり300人近く、滞納になっているというところでありまして。その中でも高額な対象者、法人関係については数は少ないですけれども、個人で高額滞納者と言われるのが大体四、五十人ぐらいいるのですけれども、そちらの人でかなりウエートを占めているというような状況でございます。ただ、その高額な方につきましては、固定資産税のみではなく、健康保険税も含めますし、町県民税も入っております。固定資産税だけで高額という集計のほうは、今改めて今手

元にはないというような状況なのですけれども、またもしご必要であれば集計のほう、何人ぐらいで幾らぐらいというのは出すことは可能なのですが、現時点ではそこまでは資料のほうはないという実情であります。

○小森谷幸雄委員長 延山委員。

○延山宗一委員 では、後で結構ですので、お願いしたいと思います。

やむを得ない状況の中で繰り越しをせざるを得ない、そういう状況ではいたし方がないところはあるわけなのですけれども、これはその人の事情ということもありますので、今回出されている金額、ずっと同じ金額で出されているのですけれども、少しでも繰り越しがないほうがいいわけなのですけれども、よろしくお願ひします。

○小森谷幸雄委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 資産関係で青木さんのところのページ数は2ページで、時間もあれですから、簡単に。

国からの交付金関係が出ていますけれども、毎年質問ちょこっとしているのですけれども、渡良瀬遊水地の昨年の金額と今年のお金額でどのくらい減額というか、これは合計で書いてあるわけですから、7,000万円とか、それから県分関係、企業局等含めてですけれども、渡良瀬遊水地の中だけの国の交付金、昨年は幾らで今年は何れくらい減って、今年は何れくらいなのか。今年というか次年度、わかったら。

○小森谷幸雄委員長 青木係長。

○青木小百合資産税係長 遊水地、国からの交付金ですけれども、前年度につきましては交付額のほうがお7,205万3,300円でしたので、およそ30年度につきましては200万円の減額となっております。

○小森谷幸雄委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 ここに書いてある7,000万円弱、3万五千云々というのが、そっくり遊水地分ですか。それで二百何万円減っているわけですね。

○小森谷幸雄委員長 青木係長。

○青木小百合資産税係長 はい、そうです。減価償却の分で200万円ほど減額となっております。

○小森谷幸雄委員長 黒野委員、よろしいですか。

ほかにございますか。

なければ、2巡目。

○青木秀夫委員 資産税係でまたお聞きしたいのですけれども、2ページの一番下に県からの支出金というので、不動産取得税の通知業務交付金というのですけれども、これは恐らく土地の取得あるいは家の新築した分の通知したときの郵便代か通知料で来ているのだと思うのですけれども、件数が280通と書いてあるのですけれども、こんなにあるのですか。280、土地の取得あるいは建物の新築した場合の取得税の通知だと思うのですけれども、今までの実績でいくとこのぐらいの数字あるのですか。

○小森谷幸雄委員長 青木係長。

○青木小百合資産税係長 不動産取得税を県のほうがかける関係で、町のほうから県のほうに通知を出す、通と書いてあるのですけれども、件というふうにも、1件、2件というふうにかウントもできます。売買ですとか譲渡があった土地、家屋に対して、県のほうに報告している件数に対して、交付金として……

○小森谷幸雄委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 それはわかるのだけれども、数がこんなにあるのですかということなのだ。例えば家を買

うでしょう。そうすると建て売りを買うと、建物と土地と両方あるわけで、それを通知するとき別々にするか、2件にカウントされてしまうのか、そういうときは。例えば中古の住宅だって買えば、土地と建物と。土地だけというのものもあるのだけれども、そういうのを一つ一つ通知すると、このぐらいな件数が取引があったということでこういう数字が出ているということなのですか。

○小森谷幸雄委員長 青木係長。

○青木小百合資産税係長 そのような実績です。

○青木秀夫委員 このぐらいあるのだ。

○青木小百合資産税係長 はい。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 戸籍年金係の8ページお願いします。過日、広報等でもお示しがありました板倉町のオリジナル婚姻届についてお伺いしたいのですけれども、係は合っていますよね。よろしくをお願いします。

これは運用は4月1日からでしたっけ、運用は始まっているのでしたっけ。

○小森谷幸雄委員長 森田係長。

○森田和子戸籍年金係長 もう運用は始めています。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 最近、婚姻届使っていないので、仕組みがちょっとわからなくなったのですけれども、これはいたくらんをプリントしたようなイメージを持っているのですけれども、この婚姻届というのは、普通の婚姻届ってどこの行政に出しても大丈夫だと思ったのですけれども、このオリジナルというのも今までの婚姻届と同じ扱いでよろしいのですか。

○小森谷幸雄委員長 森田係長。

○森田和子戸籍年金係長 はい、同じ扱いで大丈夫です。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 今まで何通ぐらい出ていますか。

○小森谷幸雄委員長 森田係長。

○森田和子戸籍年金係長 正確ではないのですけれども、5件ほどうちのほうへ届いているものはあります。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 よそにも届け出ができるということであれば、窓口で板倉在住なり出身の人がもらって行って、それを自分の住居地で提出するというのも可能なのだろうなというふうに思うのですけれども、詳しくよくは見ていないのですけれども、デザイン的にかわいらしいデザインでありましたので、インスタ映えするというような表現はおかしいかもしれませんが、ああいうので情報が拡散していくと、100で足りるのかなと思うのですけれども、その辺の追加の。

あと、160円という単価になっていますよね。そんなにかかるのですか。

○小森谷幸雄委員長 森田係長。

○森田和子戸籍年金係長 見積もりをとったところ、この金額ということでかかります。

あとは、結構好評なので取りに来ているかと思うのですけれども、先ほどおっしゃったインスタ映え。だから、オリジナル婚姻届のほかに、うちのほうへ婚姻届をお持ちになった方が、いたくらんとか3種類ほど

記念に写真を撮るということで、自分の携帯なりデジカメで撮るというので、うちの窓口に置いてあるものもあるのですけれども、大変いいかと思っております。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 時期が時期ですので、この婚姻届の用紙なのですからけれども、合併後もこれでどう扱うか。これからの検討になってくるのでしょうかけれども、せっかく始めたのにという部分があるので、よく検討していただければという部分と。

あと、付随して小型車のナンバープレート、板倉町は係はこっちでいいですよ。よく地域ごとでオリジナルのナンバープレートが今話題になっています。さっきの婚姻届と同じなので、時期が時期ですので、話題にするべきかどうかとは思ったのですけれども、せっかくいたくらんの人気もありますし、板倉町を走っているナンバープレートがいたくらんをしょって走っていただくということは、非常にPR、よそから来た人、同じ道路を走っている人に対するPRにもなると思いますので、検討を始める時期が難しいかと思うのですけれども、今後検討課題の一つとして考慮していただければということで提案をさせていただきたいと思えます。

以上です。ありがとうございました。

○小森谷幸雄委員長 答弁なし。

ほかにございますか。

島田委員。

○島田麻紀委員 済みません。マイナンバーカードについてお伺いしたいのですけれども、今マイナンバーカードって、最初に出たころはコンビニや何かでも、こういった戸籍抄本だとか住民票とか取れるようになるみたいなの文句があったのですけれども、まだこれは板倉町では、現状コンビニ等で発行というのはされていないのですよね。結構大きな都市部だと、大型の商業施設なんかでも営業所があって取れたりとかしているのですけれども、そういった方向的に板倉町でのお考えというのはまだないのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○小森谷幸雄委員長 森田係長。

○森田和子戸籍年金係長 群馬県でも高崎市、前橋市、伊勢崎市、玉村町、沼田と富岡も入ったかもしれないのですけれども、そういったことで隣の館林さんもまだなので、検討のほうはまだ考えてはいないのですけれども、ただ特別交付税の措置というのが31年度までなので、新年度でまた検討するかどうか、後で相談したいと思います。

○小森谷幸雄委員長 島田委員。

○島田麻紀委員 私も最初にもらった紙のままで、まだ個人番号カードにはしていないのですけれども、やはり何か得がないとというか、税情報なんかを1つにするというだけのことだと、なかなかそこまで取ってまなというふうにも思ってしまうのです。この間も休日に印鑑登録を取るのを忘れていたとかということがあって、これコンビニで取れたら楽なのになと。そうしたら、私もカードにするのになとかというふうにも思ったりしたので、あとは確定申告なんかに行ったときに、これからはカードにしておけば、カードリーダーが今必要なく、そのまま送信でパソコンですぐできるのですよなんて言っていたので、そういった便利になれば、またつくろうかなというふうにも思う人も出てくると思うので、今後検討していただきたいと思いま

す。

○小森谷幸雄委員長 森田係長。

○森田和子戸籍年金係長 利用がどんどん促進されるように検討いたしたいと思います。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

青木委員、手短にお願いいたします。

○青木秀夫委員 法人町民税の課税する算式について、わかれば算式を確認したいのですけれども。忘れてしまったのだ、聞いたけれども。

○小森谷幸雄委員長 川部係長。

○川部昌弘住民税係長 法人町民税の算式の方法なのですけれども、個人町民税につきましてはなかなか予測が難しいところもありまして、前年の実績をベースに考えて行っております。法人税割については、前年の85%で、均等割については90%という形で算出しております、それに……

○青木秀夫委員 そっちの算出ではないよ。ある企業が利益どれだけ出たら、法人町民税が幾ら来るというその割合を聞いていいるわけよ。この算式だよ。3税あるでしょう。法人税と事業税と地方の市町村民税と、この割合。

○川部昌弘住民税係長 法人税率のほうは12.1%を掛けた数字になっております。

○青木秀夫委員 だから、何に対して12.1%なのだけ。後で調べておいて。いいよ。

○川部昌弘住民税係長 はい、わかりました。調べて……

○青木秀夫委員 12.1%というのは何に対して12.1%だけ、わからないでしょう。

○小森谷幸雄委員長 調べてご報告してください。現状わからないのでしょうか。ということですので、青木委員さん、よろしいですか。

○青木秀夫委員 ややこしいのはややこしいのだよな。調べておいて。

○小森谷幸雄委員長 ほかになければ、以上で戸籍税務課の審査を終了させていただき……

[何事か言う人あり]

○小森谷幸雄委員長 皆さんお疲れさまでした。大変ありがとうございました。

午後再開は1時半ということで、予定どおりとさせていただきますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。午後は健康介護課の予算審査ということになります。以上でございます。ありがとうございました。

休 憩 (午後 0時29分)

再 開 (午後 1時30分)

○小森谷幸雄委員長 それでは、再開をさせていただきます。

今日最後の予算審査になりますけれども、健康介護課の説明に入る前に、総務課のほうより先ほど質疑があった中で答弁をしたいという旨がございますので、総務課のほうから、小林係長、よろしくお願ひします。

○小林桂樹行政安全係長 お世話になります。午前中の総務課の予算審査の中で何点かご質問を、時間をいただきましたので、そちらについてご回答させていただきたいと思います。

まず、初めに小林委員さんからご質問がありました防犯灯の設置に関してでございますが、平成29年度につきましては15基を行政区等の要望によりまして設置をしております。なお、平成28年度につきましては56基なのですが、これは防犯灯のLED化にあわせて51基は設置したものですので、純粹に行政からの要望ということで上がってきたものは5基でございます。また、27年度は10基となっております。ですので、やはり29年度においては、かなり要望が多くなってきているということでご理解いただければというふうに思います。

それから、本間委員さんからご質問ありました備蓄用のミルクの対象人数ということでございますが、こちらにつきましては、47人のお子さんが3日分のミルクの数量というふうになっております。

それから、1点訂正しておわび申し上げますが、本間委員さんのご質問の中で消費期限が何年かというご質問で、私記憶違いしておりまして、3年とお答えしてしまったのですが、1年半、1年6カ月でございますので、訂正させていただければと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○小森谷幸雄委員長 ありがとうございます。

それでは、健康介護課の予算審査を行いたいと思います。予算の説明については、要点説明ということで簡潔をお願いをしたいというふうに思います。

それでは、説明をお願いします。

健康介護課長、落合課長。

○落合 均健康介護課長 それでは、健康介護課の3係につきましての予算審査をよろしくお願い申し上げます。

健康介護課は、介護高齢係におきまして一般会計、介護保険特別会計の2予算を、保険医療係におきましては一般会計、後期高齢者医療特別会計、それと国民健康保険特別会計の3予算を、保健センターになりますが、健康推進係におきまして一般会計の予算を所管させていただいております。

まず、介護保険特別会計におきましては、平成30年度から32年度までの3年間の高齢者福祉計画、第7期介護保険計画の最終の年となりました。議会の初日で、計画の関係やら介護保険条例の改正等々ご決定いただきましてありがとうございました。そういった中で介護保険料のほうの改定をさせていただきました。

次に、後期高齢者医療特別会計予算でございますが、こちらも平成30年度が2年ごとの保険料率改定の年でございました。ただし、群馬県の広域連合におきましては、28、29年度の保険料率のまま、30、31年度についても据え置きということとなっております。

次に、国民健康保険特別会計予算でございますが、平成30年度から国保制度改革によりまして、県と市町村がともに保険者となって国保を運営することに伴いまして、町の国保特別会計予算科目も大きな変更がございます。また、後ほど追加資料をごらんいただきながら説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、本町の国保税率につきましても、資産割の廃止を中心に平成30年度から3年間をかけて段階的に改定をさせていただくということで、こちらも国保条例の改正の決定をいただきまして、大変ありがとうございました。今回の当初予算につきまして、国保税でございますが、改定前の税率でとりあえず計上させていただいております。県からの標準税率とか、そういった部分の公表のスケジュールの関係で、改正後の

保険税率で保険税を計上するという時間がございましたので、大変申しわけございませんが、改定前の税率で計上させていただいておりますので、6月または9月議会におきまして、改定後の税率での補正予算対応させていただきたく予定しておりますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

最後に、健康推進係でございますが、一昨日の重点事業等もございますが、引き続き健診、予防接種、母子保健事業等々に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、各係長より順次説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○小森谷幸雄委員長 小野寺係長。

○小野寺雅明介護高齢係長 それでは、介護高齢係からご説明申し上げます。

まず、一般会計ですが、一般会計の予算につきましては新規、拡充、重点事項及び大きな増減等がございますので、説明は省略をさせていただきたいと思っております。

続きまして、介護保険特別会計についてご説明申し上げます。歳入見積書総括表の1ページをお願いいたします。一番最初のページです。お願いいたします。1款1項1目第1号被保険者保険料、1節、2節合計しまして2億9,780万3,000円でございます。4,228万円、16.5%の増です。これは65歳以上の1号被保険者の保険料でありまして、保険料の改定及び1号被保険者の増による増額でございます。1節の特別徴収と2節の普通徴収につきましては、平成28年度の決算額をもとに案分している状況でございます。その他の歳入につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、見積書の歳出です。20ページをお願いしたいと思います。歳出見積もりの総括表です。新規、拡充及び重点事項はありませんので、増額の大きい下の2つの事業についてご説明申し上げたいと思っております。

28ページをお願いしたいと思います。2款1項5目施設介護サービス給付費です。事業費としまして4億4,929万2,000円、2,811万7,000円の増です。事業の説明欄をごらんください。目的としまして、介護が必要な方への施設サービスの給付費です。9割または8割です。平成30年8月からは7割の方も出てきます。給付内容としましては、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所している方の給付費です。増額の原因としましては、利用者が昨年度の同時期と比較しまして4人増の153人の方の利用及び介護老人福祉施設より利用単価の高い介護老人保健施設入所者増の実績から増額をしています。

次に、30ページをお願いしたいと思います。5款1項1目介護予防生活支援サービス事業です。事業費としまして3,400万5,000円です。1,736万3,000円の増です。事業の説明欄をまたごらんください。概要としまして、予防給付のうち訪問の介護、通所介護について、町が地域の実情に応じた取り組みができる介護保険制度の地域支援事業へ移行ということで、平成27年度に制度が施行されまして、29年度には全国の市町村が移行しております。本町も平成29年度から移行いたしました。対象は、制度改正前の要支援者に相当する方でございます。①としまして、要支援の認定を受けた方、②としまして基本チェックリストに該当した方が対象となります。増額の理由ですが、今年度から地域支援事業におきまして総合事業を開始し、予防の訪問の介護、予防の通所介護に係る給付費を、今までの2款2項の介護予防サービス等諸費から、29年度につきましては2分の1移行しました。平成30年度につきましては全額移行するため、約倍というふうな増額となっております。

介護高齢係の説明につきましては以上となります。よろしくお願いいたします。

○小森谷幸雄委員長 小野田係長。

○小野田裕之保険医療係長 それでは、保険医療係のほうの予算説明をさせていただきます。

まず、一般会計の歳入見積書の総括表のほうをお願いしたいと思います。1ページのところです。一般会計におきましては、保険医療係のほうも新規重点事業のほうの大きな増減がありません。ですので、説明を省略させていただきます。ただ、老人保健医療関係、総括表の一番左側を見ていただきますと削除というのがあると思うのですが、そちらにつきましては社会保険診療報酬支払基金のほうから通知がありまして、老人保健の業務につきましては、全て終了しましたということでお知らせがありましたので、削除いたしました。

続きまして、後期高齢者医療特別会計のほうの説明に移らせていただきたいと思います。歳入見積もり総括表のほう、1ページをお願いしたいと思います。先ほど課長のほうからご説明がありましたが、保険料ですが、こちらは2年に1度の見直しということで、均等割額が4万3,000円、所得割額8.6%ということで、据え置きということになっております。来年度につきましては1億1,177万9,000円ということで、前年の当初に比べまして20.3%の増ということで、こちら75歳以上、済みません。失礼いたしました。先ほど私のほうで均等割額を4万3,000円とお答えしたのですが、4万3,600円になります。大変失礼いたしました。済みません。20.3%の増というふうなことです。昨年、29年1月31日現在で2,045人、それから30年1月31日で2,073人で、28人現在同時期で増えているというふうなことになります。ほかに保険料の軽減に関しましても改正が行われているというふうな状況です。

それで、申しわけございません。今度3ページの同じ見積もり総括表になります。こちらの新規、一番左側に新規と書かれている一番上の3款1項1目ですが、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金というのがございます。こちらは、先ほど申し上げました保険料の軽減特例の見直しに伴うシステムの改修に係るものでございます。16万2,000円の費用がかかる。これは補助率10分の10ということで、16万2,000円のほうを計上させていただきます。それと、下から2番目になります5款4項1目のL G W A Nの回線変更対応補助金というのがありまして、こちらは30万円、これは上限が30万円の補助でございます。こちら、広域連合のほうで現在N T Tの回線の契約をしております、月額120万円ほどかかっているものが、L G W A N回線に変えると月額30万円ほどに下がるということで、そういう提案がございまして、30年度回線の変更を行うということになっております。

済みません。次、13ページをお願いいたします。歳出になるのですが、歳出の2款1項1目になります。負担金の関係です。広域連合事務費負担金というのがございます。こちら、今年度733万1,000円を計上させていただきました。前年と比べますと17.4%の増で、108万7,000円増えたわけなのですが、こちらは電算処理システムの機器の公開ということで、広域連合のほうで全体で約2億円ほどの増加になりますということで、それが負担金として各市町村に割り振られたものです。それによりまして100万円余の増加が今年発生したということになります。後期高齢者については、これで終わりにしたいと思います。済みません。

続けて、国民健康保険の特別会計のほうに移らせていただきたいと思います。まず、初めに追加の資料でお配りいたしました国保広域化に伴う予算科目変更についてというのが、皆様のところ配らせていただいたものがあるかと思います。済みません。ごらんください。今度30年度になりまして、予算科目のほうは制度改革によりまして変わります。それは予算書にも載ってはいるのですが、皆様に目で見ただいて、こう変わるのだというのをあらわさせていただいたものでございます。左側の29年度改正前というのがあります。

す。ここに款と款の名称ということで歳入歳出ありますけれども、29年度の科目の中で廃目になるものがあります。29年度歳入でいきますと、療養給付費等の交付金、前期高齢者交付金、あと共同事業交付金、こちらは廃目になって、療養給付費と前期高齢者の交付金につきましては、県の特別会計のほうに今度移行するというので、納付金の算定に関係がしてくるということになります。

それと、7款の共同事業交付金ですが、30万円以上のレセプトの高額なものに対しての交付があったわけなのですが、こちらは今度県のほうが国保中央会のほうで行う事業となります。

歳出のほうにつきましても廃目がございます。3款、4款、5款、6款、7款ありますので、そういった形になります。

それと、右側に行きまして30年度の改正後というところがありまして、今までの課のそのまま引き継がれるものと、新規であるものがございます。特に制度改革では、30年度歳出にあります3款国民健康保険事業納付金、こちらのほうが新設をされたというふうなことです。それと、5款の財政安定化基金拠出金ということで、こちらが収入不足などにより、県から貸し付けを受ける場合に計上するような科目ができましたということです。

これをもちまして、国民健康保険の説明を終わりにさせていただきたいと思います。済みません。よろしくお願ひいたします。

○小森谷幸雄委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 健康推進係です。よろしくお願ひいたします。

歳入は、事業に対する補助金のため、歳出の部分であわせて説明させていただきます。昨年度と変更点を中心にご説明したいと思います。

見積書の8ページをお願ひいたします。住民健診事業から説明してまいります。生活習慣病、結核、肝炎、歯周疾患、骨粗しょう症予防に対する検診の項目です。県の健康増進事業費補助金の対象でございます。平成30年度の受診率向上対策としまして、歯周疾患検診におきまして1市5町と館林邑楽歯科医師会と調整しまして、歯周疾患検診が受診できる医療機関を、今までは町内の医療機関だったのですけれども、30年度は管内全域に拡大するとともに、期間も延長し、受診しやすい環境を整備いたしました。先日の重点事業でも触れさせていただきましたが、平成29年度の住民健診は5月の農繁期から始まってしましまして、南地区、北地区においては実施日数が1日ずつ減ってしましまして、会場が混み合うなど課題がありましたが、平成30年度は北地区、南地区も3日間実施できるように調整いたしまして、時期も平成28年度と同様の時期で調整することができました。がん検診と特定健診を同日に実施することで、町民の皆様が利用しやすいようにという内容にしておりますので、引き続き受診率向上に向けて周知啓発を進めてまいります。

見積書27ページから29ページでございますが、お願ひします。健康づくり推進事業でございます。こちらのほうは予算上は大きな変更点はございませんが、特定健診の受診日当日に健診場面を活用した保健指導を実施しようと思っております。そのほか高血圧、糖尿病、コレステロールと言われる脂質異常症の発症予防ですとか重症化予防事業について、関係機関団体と連携しながら実施して、事業を充実させていく予定でございます。

続きまして、見積書11ページお願ひいたします。妊婦乳幼児健康診査事業をご説明します。妊娠届を町に提出しますと、妊娠中に受診する検査の検査費用、妊婦健診の検査費用を公費で負担する受診券というもの

を妊婦さん1人当たり14枚発行しています。平成28年10月から群馬県の町村会のほうから、妊婦の受診券で厚労省が示す基本的な検査費用が賄えるようにということで要望もございまして、県と県医師会でこの受診券の負担額の費用について見直しが行われまして、妊婦健診委託料が変更になっております。診療報酬と群馬県医師会の手数料等を踏まえまして、妊婦健康診査14回分、今までは9万8,730円だったのですけれども、30年度が11万4,780円となりまして、1人当たり1万6,050円の増額でございます。

また、新規に県内の全市町村で新生児聴覚検査費用の一部を助成することになりました。こちらのほうが1人3,000円当たりの助成になっております。こちらは出生した病院で聴覚検査を行いまして、耳の聞こえが不自由なお子さんの早期発見や治療につなげるものでございます。

最後になりますが、見積書30ページをお願いいたします。産後ケア事業でございます。こちらのほうは国の産後ケア事業補助金の対象でございます。館林厚生病院に委託しまして、平成28年度より開始している事業となります。利用者の方は個室を利用しまして、助産師さんによる個別の指導を1日、皆さん9時ぐらいから夕方5時ぐらいまで利用できますが、指導を受けるものです。産後ケア事業で使用するベッド数が週1回、3ベッドと限られておりまして、管内5町で調整しながら利用をしていたのですが、事業の必要性も高まり、調整が大変になることもございました。1市5町と館林厚生病院で協議を重ねまして、郡内の利用枠を週1回から週2回、6ベッドへ拡大することになりました。委託料のほうですが、お一人当たり2万円から2万5,000円となりました。自己負担額のほうは2,000円のまま据え置きとしております。産後ケア事業が利用できるよう、日数が増えて安心して育児に取り組める利便性のよい事業になる予定でございます。

健康推進系の説明は以上となります。

○小森谷幸雄委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。ありませんか。

延山委員。

○延山宗一委員 健康推進係、ページ27になります。健康づくり推進事業なのですがすけれども、健康相談、健康教室とか、例えばエンジョイポイント、それぞれ工夫を凝らして対応していますよね。エンジョイポイントも始まって、それぞれ町民の皆さんに少しでも健康に関しての関心を持ってもらうとか、また事業に入ってもらおうと。すばらしいのですがすけれども、商品券を配って町民の反応、当然今回につきましても各5万円見ているわけなのですがすけれども、それについては今の状況はどうですか。

○小森谷幸雄委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 お願いいたします。福祉課と、あと教育委員会の公民館事業と保健センターの健康づくりの事業のほうを3課、あとは海洋センターも3課、連携で協働で事業を実施させていただきまして、対象事業にポイントをつけさせていただいています。公民館のほうは、参加者が増えた、裾野が広がったというお話を伺っています。あとは保健センターのほうですと、そのポイントを10ポイントためるということで、まず目標が10ポイント、その次が20ポイントということで、目標が身近にあるということで、もう少し頑張ってみようとか、何かポイントになる事業はありますかなんていう声に来て、1人の方が上級まで何度もの公民館事業だったり、介護予防事業であったり、保健センターの事業であったりということで、1人の方がたくさん活動してくださる方もいます。

昨年、若年層が少ないということだったのですけれども、20代、30代も今年度は昨年に比べて増えておりまして、今年20代の方がお一人、30代の方が4名、40代が8名、50代が5名ということで、昨年若年層が少ないですよということだったのですけれども、事業のほうにも参加していただいています。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 延山委員。

○延山宗一委員 若い人も参加しているということで、いい結果が出るように期待するわけなのですけれども、今、行政区の出前ということの中で対応していますよね。通いの場も含めて、多くの方ということなのですよね。それぞれ各団体を利用して、各団体に呼びかけをして、その会議の場で少しでもいろんな運動に参加してもらおうということでもいいことなのですけれども、参加者に聞いてみると、例えば一つはテレビがないと、なかなか運動ができないとか何とかというような話も聞くわけなのですけれども、それに対して町のほうで補助を出して、そういうものに対しても補填してくれる、助成をするのだよという話も聞くのですけれども、それについてはそういうふうな動きで対応しているのですか。

○小森谷幸雄委員長 小野寺係長。

○小野寺雅明介護高齢係長 そうしますと、今の延山委員さんの質問なのですが、補助を出しているというのは、通いの場のことなのだと思うのです。今、地域支援事業のほうで通いの場という住民主体の運動の場を立ち上げてもらった場合なのですが、またサロンとは別に、今現在3カ所に補助をしている状況でございます。

あと、もう一つ追加なのですが、エンジョイポイントについては健康推進係で65歳未満のほうを担当していきまして、介護高齢のほうでは地域支援事業の介護予防普及啓発事業ということで、65歳以上の方についてエンジョイポイントを押して、記念品を発行しているという状況です。65歳以上の方は非常に多く、28年度の実績だと、初級認定者126人だったところ、今現在で初級認定者が145人ということで、約20名ぐらい増えている状況となっています。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 延山委員。

○延山宗一委員 それぞれの行政区、高齢になってきて、非常に参加者が多いということもまた結構な話なのですけれども、行政区別に、例えば幾つの人が行政区によってパーセンテージがどのぐらいいるかというふうな高齢者の率、そういうものもここでわかる。

○小森谷幸雄委員長 小野寺係長。

○小野寺雅明介護高齢係長 今、行政区ごとの高齢化率のパーセントというのは難しいのですが、確かに4区が一番以前は高かったのですけれども、行政区ごとの高齢化率のパーセント、板倉町でしたらわかるのですが、そこまでは今の資料ではございません。

○小森谷幸雄委員長 延山委員。

○延山宗一委員 町のはわかるのだ。

○小森谷幸雄委員長 小野寺係長。

○小野寺雅明介護高齢係長 住基のほうで行政区別も出していますので、そちらを集計すれば、行政区ごとの高齢化率もわかります。

○小森谷幸雄委員長 延山委員。

○延山宗一委員 各15行政区のデータがもしわかるようでしたらば、お願いしたいと思います。

○小森谷幸雄委員長 小野寺係長。

○小野寺雅明介護高齢係長 はい、わかりました。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 お疲れさまです。よろしくお願ひします。

介護高齢係になりますか。12ページ、緊急通報装置設置、ちょっと早口だと難しいのですけれども、緊急通報装置設置について教えてください。これはひとり暮らしの高齢者に対して緊急を要する場合に、直接消防組合の本部のほうへ信号なり合図なりが電話回線を伝って、特定のお宅で緊急事態ですよというような内容を伝達するようなボタンなり何なりのそういう装置なのかなと思うのですけれども、これというのは、これをお借りできる。貸しているのだと思うのですけれども、これは自己申告あるいはどこかで手続上、ひとり暮らしになったのを確認したら、強制的ではないのですけれども、これを使ってくださいとなるのか。それは申告制のほうなののでしょうか、どちらでしょう。

○小森谷幸雄委員長 小野寺係長。

○小野寺雅明介護高齢係長 そうしますと、お答えしたいと思います。

緊急通報装置につきましては、ボタンと、あとペンダント型という2つのものを貸与しまして、ボタン型のほうは押すと話ができるのです。ペンダント型というちっちゃなほうは、そちらを押すと救急車が出動して来るということになっています。設置者に関しましては、民生委員さんからの申請が多いです。今現在設置している方に関しましても、年度末に民生委員さんをお願いしてもう一度更新の作業、来年度も必要ですかということで更新の作業。基本的にはひとり暮らしまたは日中とか夜間1人になってしまう方の中でも、健康に関して不安のある方ということで、ひとり暮らしだから必ずということではないのですが、何らかのそういう緊急的な通報が必要というふうに思われる方について、今のところ設置をしている状況です。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 では、これを貸与している方には、ボタン式とペンダント式、2通りのものを貸与している状態であると。ボタン式については、自宅のほうに設置してある形ですか。ペンダントのほうは持ち歩ける状態かなと推測するのですけれども、地域の民生委員さんから介護課のほうへ相談があって、それで貸与という形になるということですね。

ボタン式の場合ですと、お宅が特定できるのだと思うのです。住所登録もしてあるのでしょうか。ペンダント方式だと、これは電波が直接飛ぶ形になるのですか。

○小森谷幸雄委員長 小野寺係長。

○小野寺雅明介護高齢係長 ペンダント型につきましても、自宅、本体に対して大体見通せる距離、50メートル以内ぐらいなので、どちらにしましてもペンダントで押した場合も、そっちの本体に飛んで電話回線で行くということになっています。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 では、先ほどの説明にあったように、健康にある程度不安のある方なので、自宅周りで移動中に何かあったときには、50メートル圏内であれば、自宅の受信機が受信をして、それを電話回線を使って本部のほうへ送信をするという仕組みということですね。これって、ひとり暮らしで若干余裕があるうちにボタンなりペンダントなりが触れられればいいのですけれども、それが無い可能性もあるのかなというふうに思います。

100%というわけにはいかないのですけれども、この情報というのは本部にしか行かないのですか。民生委員さんには伝わらないですよ。というのは、やはり近所どなたか、迷惑な話という方もいらっしゃるかもしれないのですけれども、それなりには周りご近所の方もつき合いがあれば、ここのうちはひとり暮らしだからという、日常的に姿が見えるかなどうかというので注意されている方というのは多いかと思うのですけれども、非常事態、家の中で倒れられたという状態でボタンが押せない状態というのは、非常に怖いかな。回覧板が月に1回回ってくるのを持っていったら、反応がないので見てみたらというような確認状態もあるのかなと思いますし、その辺の手当てができないかなと思って、今私は1人で考えていたのですけれども、近所の方なり民生委員さんなりという、本部に連絡行った場合には付随して連絡が入って、それで確認作業というのですか、救急車が来るまでも7分以上かかるというのは、この間一般質問でもお話しさせてもらったのですけれども、そういった部分の対応というのが、周りの人の協力が無いとそれもできないのですけれども、何かいい方法がないかなというふうに思っていますので、時間を見て検討していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 現状でのお答えをいただきたいと思います。

小野寺係長。

○小野寺雅明介護高齢係長 今の針ヶ谷委員さんのご質問なのですが、確かに緊急通報がかかってから来るまでの間というのは、その間の手だてというのは難しいかな。それは夜間とか、そういうのも問わずということになってしまいますので、まだ押せた方に関してはいいのかなと思います。

そのほかのひとり暮らしの方につきましては、うちのほうでも2人の臨時職員がひとり暮らしの高齢者のお宅は定期的に回っていて、特に健康に心配のある方については頻回に回るようにしているのですが、どんな方でも急に来ってしまった場合というのは、今のところちょっと難しいのかなというふうに考えています。あらかじめ弱っているというのではないのですが、健康に心配な方については、反対に頻回に皆さん気をつけているのですけれども、65歳以上の高齢者で健康に心配がなく急に来たという方まで、そこの手だてまでというのはちょっと難しいかなというふうに今は考えています。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 あくまでもボタンなりペンダントなりの対応ができた方、今急にぐあいが悪くなって救急車を呼びたい。ただ、意識がまだある状態ですよ。その時点で近所の方、すぐ立ち寄れるような方がいらっしゃれば、そこのところでの処置、初期の対応というのができるかな。だから、ボタンを押してから救急車が来るまでの7分間というのが、非常にボタンを押した人としても不安であるし、その間の異常というのがかなり多くなると思うのです、現実としては。だから、非常に難しい問題だとは思っているのですけれども、何かいいアイデアがないかなと思いますので、脳みそがちょっとあいたところを利用して考えていただければと思うのですけれども、よろしくをお願いします。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

荒井委員。

○荒井英世委員 予算書のほうでお聞きしたいのですけれども、介護の53ページ、一番下の認知症総合支援事業とありますよね。やはり認知症の問題って、これから一番大きな問題だと思うのですけれども、この下で一番下の認知症初期集中支援チーム委託料とありますね、36万円。これはどういう。

○小森谷幸雄委員長 小野寺係長。

○小野寺雅明介護高齢係長 これにつきましては、今年度の10月1日から実施していますが、つつじメンタルホスピタルのほうに委託をしまして、それと同様な形で平成30年度につきましても認知症の初期集中支援チームを委託したいということで、予算計上させていただいております。

○小森谷幸雄委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 これは初期の集中支援ということですから、対象者はどういう形で把握するのですか。

○小森谷幸雄委員長 小野寺係長。

○小野寺雅明介護高齢係長 対象者につきましては、民生委員さんとか、あとはご近所の方からの相談というふうになります。対象となる方というのが、認知症と思われて介護も受けていない、医療も受けていないという、そういう状態の方を対象としています。ですから、通常に家族が医者に連れていってたりとか、あとは介護の認定を受けてサービスを受けている通常の方については除外です。

○小森谷幸雄委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 そうしますと、介護も医療も受けていない方といいますと、どっちかというひと暮らしの人が多いのですか。何人ぐらい。

○小森谷幸雄委員長 小野寺係長。

○小野寺雅明介護高齢係長 これにつきましては、国が平成30年から、必ずやらなくてはならない事業ということで委託はしているのですが、地域包括支援センター等に相談がありますと、出向いていろいろな調整をしておりますので、今のところ対象者はない状況です。

○小森谷幸雄委員長 荒井委員、よろしいですか。

○荒井英世委員 はい。

○小森谷幸雄委員長 ほかにございますか。

亀井委員。

○亀井伝吉委員 健康推進係なのですが、一番後ろのほう、13ページなのですが、新生児の聴覚検査の委託と、それと眼科の件なのですけれども、聴覚検査は新生児1回だけなのでしょうか。それと、眼科のほうもどのくらいの頻度でやっているのか、お教え願いたいと思います。

○小森谷幸雄委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 ありがとうございます。新生児聴覚検査なのですけれども、出生した医療機関で1回以内の中で、1回やっていただくということになります。もし精密検査になった場合には、今度は医療のほうでということになります。

続きまして、眼科の屈折検査のほうなのですけれども、こちらのほうは3歳児健診で実施しています。今

まで自宅で簡単な、ランドルト環といった丸にちょっとどこかがあいているような検査方法で自宅でやっていたのですけれども、なかなか実施できないお子さんもいるということで、健診会場で実施するという形をとらせていただきました。年4回、3歳児健診で実施をしています。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 亀井委員。

○亀井伝吉委員 聴覚のほうで1回だけで大丈夫なのでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 聴覚のほうもどうやって診るのかなと本当に疑問なのですけれども、一応ピーと音をさせて、脳波の動きを確認するのだそうです。それで、異常なし、疑わしいということになるのだそうです。疑わしいという方は、もう一度今度は眼科ではなくて、小児の専門の病院のほうで精密検査ということで、また詳しい検査になっていきますので、こちらのほうの新生児聴覚検査のほうは1回の助成という形にさせていただきます。

○小森谷幸雄委員長 亀井委員、よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

青木委員。

○青木秀夫委員 予算書のほうを見ていただけます。予算書の国保の26ページ、一緒に聞いてしまっていいかな、2つだけれども。それと、24ページ。

○小森谷幸雄委員長 国保ですか。

○青木秀夫委員 国保、あけました。まず、26ページの国保の運営協議会費というのが予算にのっているのですけれども、これはまだ国保運営協議会というのは今後存続するのですか。県に一本化になったといっても、板倉町の独自の運営協議会というのは、今後も、今年に残すだけなのか。

それと、もう一つ、その前のページの24ページの賦課徴収業務というところ、これはどういうことなのか説明してもらいたい。切手の購入費だとか口座振替費、板倉で徴収しているのでしょうかけれども、これが財源が特定財源繰入金と。これはどこから繰り入れるの。一般会計からの繰り入れでこの費用を充てているのですか。その2点。

○小森谷幸雄委員長 小野田係長。

○小野田裕之保険医療係長 まず、最初の国民健康保険運営協議会なののですけれども、こちらは県の広域化が始まりますけれども、町としての予算もありますし、決算もありますし、あるいは国民健康保険の事業もございますので、そのまま国民健康保険の運営につきましてはご協議いただくということで、存続はしてまいります。

○小森谷幸雄委員長 存続をするわけね。

○小野田裕之保険医療係長 はい。

○青木秀夫委員 当面の間。

○小野田裕之保険医療係長 まだ当面の間は存続という形でいっています。

次のご質問でよろしいですか。賦課徴収費の関係ですが、賦課徴収費につきましては、こちらは電算業務の関係です。ですので、こちらの徴収費につきましては、賦課に関する通知等の作成、そういったものが主

な費用というふうなことでなっております。賦課徴収費につきましては、特定財源繰り入れとなっておりま
すけれども、こちらは法定の繰り入れということとなっておりますということです。済みません。

○小森谷幸雄委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 落合課長、もう一回同じことなのですけれども、県に一本化されても全然合理化されてい
るという感じしないよね。合理化されていないで、国保運営協議会なんか必要なかね、こんなもの。一
本化されれば必要ないかと思うけれども、当面の間続く。それと、賦課徴収業務というのも、当面の間それ
ぞれの自治体で従来どおり、今までどおりやるということなのですか。

○小森谷幸雄委員長 落合健康介護課長。

○落合 均健康介護課長 一本化ということですが、一本化というと事業自体が後期高齢みたいに
統一されるという一本化という、私なんかも以前はそういうイメージだったのですが、都道府県も保険者に
なって、市町村もこれまでどおり保険者で、保険料率をまずは統一を目指していくという。事業自体もすぐ
に一本化というところまでは、法律のほうも規定はしてございませんです。ですから、当面といたしても、
先は見えない形でございまして、この運営協議会の関係も、当然町にも今後運営協議会が必要であるとい
うことで、初日の条例改正の中に国民健康保険条例の改正という条例改正のほうの案件、議案のほうをお願い
したと思うのですが、それが町のほうの国民健康保険運営協議会を、これまで同様に継続して設置させてい
ただくということになるわけでございます。

おっしゃるとおり一本化、統一化といっても、本当に事務的には余り変わったという感じは我々もいたし
ません。保険者の方に対しましても、これまでどおり町のほうで保険証等、荒井委員さんのほうの一般質問
のときもお話しさせていただきましたが、保険証の交付とか高額療養費の申請とか、そういった部分、窓口
関係は全て町のほうで行っておりますので、変わった部分というのは、そんなに直接的には加入者の方につ
いてはないというふうに考えております。

国保税の徴収の関係も、これまで同様市町村のほうで行っていく形になりますので、県から県に納める市
町村からの納付金というものが示されて、それに必要な額と、町で行う保健事業等々必要な部分を加味して、
国保税率のほうを設定させていただくということになります。町の国保運営協議会につきましては、そうい
った町の国保税率をどうするかという部分についても、当然ご審議いただく機関になりますので、これまで
委員さんの任期は2年ということでしたが、1年延びて3年間という任期で、今後も運営協議会は
市町村も設置して事業のほうを行っていくという形となります。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そうしますと、後期高齢者医療保険みたいに県に一本化するとかあるいは目指している
とか、そういうのは今ところまだよくわからないのだ。当面、まだ始まったばかりなのでしょうけれども。そ
れで、さっき言った、我々は事務を合理化したりいろいろするためにやっているのかなと思っております
けれども、聞いていると事務の合理化より、むしろ複雑化して手間が余計かかってくるというような、そん
なことはない。事務方の方は、小野田さんなんかから見て。以前よりも複雑になって、何か事務処理が多
くなっているのかなというような感じはしないですか。

○小森谷幸雄委員長 小野田係長。

○小野田裕之保険医療係長 特に国保に関しての窓口等の手続等に関しましては、町民の皆様というか、被保険者の皆様からすれば、特に何も変わらないような、保険証の交付ですとか、あるいは賦課徴収にかかわることですとか、あと保健事業、そういったものも特別変わることがなくて、事務のほうも今度県のほうから保険給付費が来ますけれども、そういった事務上の手続というのは、多少変わるところはありますけれども、そんなに多くの事務のやり方が変わっていくという、そういうものでもないというふうに思っていますので、財政的な中心となるべく、県が今度特別会計をもってというふうな仕組みになりますけれども、県民といえますか、板倉町が言えば町民の方々にしてみれば、被保険者の方に見れば、特に変わらず、それほど我々の事務も変わらないような形での対応というふうなことで考えております。

○小森谷幸雄委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 レセプト点検はなくなったわけね。県がやっているわけ。

○小森谷幸雄委員長 小野田係長。

○小野田裕之保険医療係長 レセプトの点検は、変わらず国保連のほうで委託をしてやります。

○青木秀夫委員 最終は町がやっているの、従来どおり。

○小野田裕之保険医療係長 そうです。

○青木秀夫委員 それも。

○小野田裕之保険医療係長 変わらないです、そのほうも。

○小森谷幸雄委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 医療費の支払いは、最終的に板倉町に来るわけか、レセプトが。県の連合会でチェックしたのが板倉町に来て、板倉分として来て、板倉の職員が従来どおり点検をしているわけね。2人か3人かの人でやっている……

○小森谷幸雄委員長 小野田係長。

○小野田裕之保険医療係長 レセプトの点検につきまして、国保連のほうで委託をしております。もちろん町でもレセプトの内容を確認できますけれども、点検をして審査を終えたものについて、町に請求が来るというふうな形をとっていますけれども、それが今度県が入ってくるということで、町の請求で県のほうに今度交付の申請をして、県が支払うというふうな形に……

○青木秀夫委員 ちょっと待って。聞いていないよ。板倉町で前やっていたでしょう、職員の人がレセプト点検を。あれは今もまたやっているの、今度なくなるの。

○小森谷幸雄委員長 その点で、小野田係長。

○小野田裕之保険医療係長 レセプトの2次点検だと思うのですがけれども、そちらにつきましては29年度からは国保連の委託になっておりますので、職員でやっておりません。

○小森谷幸雄委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 板倉でやらないことになったのね。

○小野田裕之保険医療係長 町では、はい。

○青木秀夫委員 もちろん県の国保連で1回やったのを、地元に来てまたダブルチェックみたいな感じであそこでやっていたのでしょう、2人か3人だかの女子の職員が。それは、今度の一本化されても板倉町でやるの、やらないのと聞いているのです。課長、どうなのだ。まだ始まっていないから、やるかやらないかわ

からないのか、4月からだから。

○小森谷幸雄委員長 落合課長。

○落合 均健康介護課長 始まってはおりませんが、市町村の保険者の責任ということで2次点検は市町村のほうで行って、医療費の適正化、節減ができるものは節減すると。

○青木秀夫委員 従来どおりやるのね。

○落合 均健康介護課長 従来どおりです。

○青木秀夫委員 そうだ、悪い悪い。始まっていないのだ。4月から始まるのだから。

○落合 均健康介護課長 大きく変わりますのは、最初に追加資料で配付させていただいた国とかから来る補助金の関係、これが市町村が今まで申請をしたりとか、市町村が受けたものを国保連のほうに支払いを毎月行っていたものが、県の段階で精算されて市町村に来ないという部分がございますので、こういった補助金関係の事務処理、これはあくまでも我々担当の事務処理の部分ですが、そういった部分はなくなっていくというふうにはなります。

○小森谷幸雄委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 要するに国保税の徴収から何から今までとシステム一緒に、余り事務的には作業は軽減されることは、ちょっとややこしくなるだけで、特になれないから、初めてだから余計大変かもしれないですけども、では変わらないということね。県に一本化と言っているけれども、実態は、中身は従来のそれぞれの自治体でやっている国保運営と変わらないということなのだね。肝心の国保税も余り変わらないのね。そこが肝心なのだけれども、今後の見通しは。

○小森谷幸雄委員長 小野田係長。

○小野田裕之保険医療係長 県から配分されます納付金につきましては、毎年……

○青木秀夫委員 違うよ。被保険者の国保税はどうなのですかと聞いているのです。

○小森谷幸雄委員長 納める側の話だよ。

○小野田裕之保険医療係長 納める側も税率の改定をしていくことになりますので、納める側の方の税金も変わってはくるかなと思っています。

[何事か言う人あり]

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

○青木秀夫委員 はい。

○小森谷幸雄委員長 ほかにございますか。

市川委員。

○市川初江委員 よろしくお願ひします。健康推進係をお願いいたします。

ページが26ページ、不妊治療の助成金なのですけれども、確認の意味でお聞きしたいのですけれども、一般不妊治療助成金5万円ということで、これは5万円は年1回。それで、これが5年間限度ということですよ。よろしいのですか。

それから、特定不妊治療助成金、これは10万円年2回助成していただける。それで、6回限度ですね。男性不妊治療が15万円年1回で、これも6回限度ですか。その不育治療助成金というのが30万円ということが、5年を限度でできるということなのですけれども、今私が言ったのでよろしいかどうかお聞きしたい

のですけれども。

○小森谷幸雄委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 不妊症・不育症治療費助成金の関係なのですけれども、昨年、年1回では非常に使いづらいのではないかとのご意見が出ましたので、回数のほうは撤廃をさせていただいています。1年間に何度申請されても構いませんが、一般不妊治療ですと年間上限が5万円までで、複数の申請が可能で、通算5年を限度として助成するという。特定不妊治療の場合は、1回の上限を10万円にしまして、年度内2回ということで通算6回。男性不妊のほうも1回上限が15万円、年度内2回、通算6回まで。不育のほうは、年度内複数申請可能ですが、通算5カ年を限度に年間上限が30万円という内容になっております。

○小森谷幸雄委員長 市川委員。

○市川初江委員 それでは、1人、1人というのが多いのですけれども、さかのぼって3年ぐらい、27年、28年、29年、3年間で利用者がそれぞれどのぐらいいたのか教えていただけたら。

○小森谷幸雄委員長 山岸係長。

○市川初江委員 利用した方。

○山岸章子健康推進係長 利用した方ですよ。28年度は11名でございました。申しわけありません。27、26が今手元になくて申しわけないのですけれども、すぐに出なくて申しわけありませんが、予算で執行できましたので、予算が年間8名ずつとってございましたので、その8名以内の件数だと思うのですけれども、済みません、はっきり答えられず。28年度は申請者のほうが11件でございました。30年度、今年特定と……

○市川初江委員 29年度は。

○山岸章子健康推進係長 29年度は特定のほうの申請が5です。一般のほうが1、男性がゼロ、不育もゼロ、今……

○市川初江委員 この予算で1811でとっているわけですね。

○山岸章子健康推進係長 はい。直近のデータです。今、3月13日、午前中確認してきたのですけれども…

○市川初江委員 直近のって、申し込みがこれだけあったということですか、今年。

○山岸章子健康推進係長 不妊治療費、済みません。はい、そうです。特定のほうが5件の申請がございました。

○市川初江委員 これ以上あったら、また補正つけて予算とってくださるということですか。

○山岸章子健康推進係長 対応したいと思います。

○小森谷幸雄委員長 市川委員。

○市川初江委員 なかなか悩んでいる人たくさんいると思うのです。高齢で結婚しますので、欲しくてもなかなかできないという状態の方が結構いらっしゃるの、ここを本当に力を入れていただいて、周知なんかも、わからない人も中にはいるかもしれないので、広報なんかでお知らせしているのかどうか。周知の件はどうなのでしょう。

○小森谷幸雄委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 昨年度も不妊と不育治療費の関係で、議会の事務事業のほうで周知が不十分なのではないかというお話をいただきまして、窓口のほうで婚姻届が出ましたときに、それにあわせてこういう

不妊と不育症の治療費の助成をやっていますということで、周知をさせていただいております。

○小森谷幸雄委員長 市川委員。

○市川初江委員 それは大切なことだと思うのですが、結婚して何年か、5年、7年、8年とって赤ちゃんが生まれないという人が結構いるわけですので、婚姻届のときにはそうかもしれませんが、もっと細かく周知を考えていただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 わかりました。ありがとうございます。ホームページにも載せているのですが、機会を見て頻繁に、例えば女性のがん検診ですとか、そのような利用、女性が来る事業のときに、そういう事業をしているということで周知を図っていきたいと思います。ありがとうございました。

○市川初江委員 よろしく。

○山岸章子健康推進係長 あと、済みません。先ほど不妊治療費の助成事業の関係でお答えできませんでした。28年度は11名で、27年度わかりませんと言ってしまったのですが、今済みません。27年度、4件でございました。申しわけありませんでした。

○市川初江委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○小森谷幸雄委員長 ほかにございますか。

本間委員。

○本間 清委員 健康推進係の16ページ、法定予防接種事業についてお聞きします。

私なんかの年代ですと、高齢者のインフルエンザ接種とか肺炎球菌ワクチンぐらいしか思い浮かばないのですが、実にいろいろな予防接種があるものだなと思ったのですが、こういった予防接種というのは、この対象人数を見ますと数十名から100名、200名とかありまして、インフルエンザなんかですと2,700人とかあります。こういった予防接種類というのは、かなり安全性が確立されていて副作用の少ないものかなと思いますけれども、それでも軽微な副作用、例えば湿疹ができた、熱が出たとか、それから重篤なものですと体が硬直した、意識を失ったとかあると思うのですが、そういった事例の報告というのは、過去それほどさかのぼらなくても結構ですが、5年、10年単位さかのぼった場合には、何件かあるのでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 高齢者はインフルエンザと肺炎球菌等ございますが、おっしゃるとおり接種したところにはれが強く出てしまいましたという報告が、たまに保健センターのほうへ電話がかかってくる場合があります。そのときには、必ず接種していただいた医療機関の先生に確認をとってくださいというお話をさせていただいています。自然に冷やしたり湿布したり、そんなことで落ちついているようです。そのほか重篤な意識がなくなってしまうとか、そういう副作用のケースは、県のほうからも報告はございません。

○小森谷幸雄委員長 本間委員。

○本間 清委員 やはりあってもごく軽微なものだということで理解しましたけれども、その中でも今各新聞等、テレビ等でよく話題になっておりますけれども、子宮頸がんワクチン接種、これは見てみましたら、去年度はその対象者が10人枠ありましたけれども、今年度は3人枠ということで、かなり重篤な副作用があるということで、まだその判断というのは、はっきり原因はわからないそうですけれども、仮にこれが町の

健康介護課なんかには、この予防接種はどうですかと聞かれた場合には、町としてはどのような対応をしているのでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 子宮頸がんワクチンの扱いなのですけれども、国のほうからは一応定期の予防接種から外れてはいないのですけれども、先ほどお話のとおり副作用の兼ね合いがまだはっきりしないところがございます、積極的なお勧めはしないという位置づけになっております。今まで高齢者インフルエンザでも、高齢者肺炎球菌もそうなのですけれども、対象の方に毎年個別で予診票と説明書と予防接種済み証ですとか、そんなものをセットしたものを郵便でお送りしているのです。お子さんについても対象の予防接種については、年齢に近くなってきたところで個別に郵送させていただいているのですけれども、この子宮頸がんだけはそんなことで積極的な勧奨はしないという位置づけなので、通知のほうは出しておりません。それなので、3名という最低限のところをとったのですけれども、1名でもよかったのですが、ずっとゼロです。県内どこの市町村でも接種する方はゼロ、1人、2人とか、そんな程度なものでしたから、最低3名でとったのですけれども、特にこれについて最近はい問い合わせのほうもありませんが、そんなことでお伝えするときには、接種をもし希望されるのであれば、かかりつけの先生、接種医とご相談くださいとお伝えする形になると思います。

○小森谷幸雄委員長 本間委員。

○本間 清委員 そうしますと、町としても当然積極的推奨はしていないと。もし希望者がおられましたら、やはり医療関係者にご相談くださいという対応されるということですね。そのように理解いたしました。

○小森谷幸雄委員長 ほかにございますでしょうか。

2 順目、ございませんか。

荒井委員。

○荒井英世委員 健康推進係なのですけれども、10ページ、若年者健診とありますね、20歳から39歳まで。あと、これは板倉町は無料でしたよね。それで、これは館林と板倉の合併項目の中でいろいろ議論になったのですけれども、館林がワンコインで500円取っているのですけれども、板倉は要するにこの若年者健診、早期の生活習慣病の発症予防ということで重要だと思うのですけれども、板倉で要するに負担金ゼロ、無料に設定したという理由だけ参考に聞かせてください。

○小森谷幸雄委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 老人保健事業時代から、基本健診と言われている時代から、この部分については費用徴収はしていなかった経緯がございますので、それを法律が変わりましても引き続きという流れで、無料とさせていただいたというところです。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔なし〕と言う人あり〕

○小森谷幸雄委員長 では、質疑を終了させていただいてよろしいですね。

○閉会の宣告

○小森谷幸雄委員長 それでは、健康介護課の皆さん、長時間にわたりましてお答えいただきまして大変ありがとうございました。

以上で健康介護課の予算審査を終了させていただきます。ありがとうございました。

閉 会 （午後 2時46分）